

第3期 蒲郡市地域福祉計画

蒲郡市

目次

第1章 地域福祉計画の概要.....	1
1 地域福祉とは？	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	6
第2章 蒲郡市の地域福祉の現状	7
1 人口構成等	7
2 支援等を必要とする人	10
3 健康・福祉等の指標	11
4 第2期地域福祉計画の評価	12
第3章 蒲郡市の地域福祉の課題	16
第2期基本目標1 隣近所同士、市民同士で交流する場面を増やす	17
第2期基本目標3 生活支援の要望をかなえる身近な基盤をつくる	23
第2期基本目標4 災害に向けた不安を取り除く仕組みを市全域で実施する	25
第2期基本目標5 経済的に困窮している人の自立を支援する	27
第4章 計画の基本目標と成果目標について	28
1 地域福祉計画の理念	28
2 計画の基本目標等	29
第5章 施策と具体的な取組	31
1 施策の体系	31
2 施策・事業の展開	32
第6章 計画の推進.....	49
1 計画の周知	49
2 計画の評価	49
資料	50
資料－1 計画策定の経過.....	50
資料－2 策定委員会及び幹事会の設置要綱	51
資料－3 市民アンケート調査 回答者の属性	55
資料－4 関係団体インタビュー調査 主な意見要旨	62
資料－5 社会福祉法(抜粋)	64
資料－6 福祉避難所一覧	69
資料－7 用語解説.....	70

第1章 地域福祉計画の概要

1 地域福祉とは？

「地域福祉」とは、“ともに支え合い、助け合う地域社会を基盤とした福祉”のことで、住民同士の支え合い活動、ボランティア、NPO、社会福祉法人や行政、民間企業、その他関係機関・団体の連携による取組等の「互助・共助」の力で、地域住民における生活上の様々な悩みや困りごとを解決するためのものです。

「地域福祉計画」は、この地域福祉を推進するための計画であり、「地域共生社会」(次ページ参照)を実現するための計画です。

地域福祉:ともに支え合い、助け合う地域社会を基盤とした福祉のこと

地域福祉計画:地域福祉を推進するための計画

様々な悩みや困りごとと、地域福祉による対応策の例

～その解決には、住民同士の支え合い活動、ボランティア、NPO、社会福祉法人や行政、民間企業、その他関係機関・団体の連携による取組が不可欠！～

家事の手助けがほしい。

- 掃除、洗濯、ごみ出し、庭仕事、ペットの世話の代行 等

買い物に行けない。

店が遠くて、不便。

- 買い物の代行、移動販売、宅配 等

栄養バランスのとれた

食事をとりたい。

- 配食サービス 等

外出を支援してほしい。

- 送迎サービス、病院への付き添い 等

話し相手がほしい。

- 安否確認、傾聴ボランティア 等

緊急時に助けてくれる

人がほしい。

- 緊急通報、避難支援者 等

外出が難しいが、身だしなみを整えたい。おしゃれをしたい。

- 訪問理美容 等

物品の購入や契約のときのトラブルを防ぎたい。

- 権利擁護事業 等

ゴミ屋敷があり、近隣とトラブルになっている。

- 片付け支援、撤去の代行 等

経済的に困っている。

- 生活困窮者自立支援、生活福祉資金 等

家族関係で困っている。

- DV相談 等

ひきこもりの子どもを何とかしたい。

- 相談支援、家庭訪問 等

本市では、これからの地域福祉を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に、支援の在り方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりとともに、**地域共生社会の実現**を目指す必要性が高まっています。また、感染症予防のため**新しい生活様式を踏まえた対策**が必要になっています。

〈地域共生社会とは？〉

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条を根拠とする計画です。

なお、平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第 52 号)」により、社会福祉法の一部改正(平成 30 年4月施行)が行われ、**地域共生社会の実現**に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ること(第4条)や、市町村においては、**包括的な支援体制の整備**(第 106 条の3)の他、市町村地域福祉計画の策定(第 107 条)に努めるものとされました。

また、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 52 号)」により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、市町村は、**重層的支援体制整備事業を行うことができること**(第 106 条の4)となっています(令和3年4月施行)。

社会福祉法の一部改正(地域福祉計画関係の主な規定)

(平成30年4月施行)

- ◇**地域共生社会の実現**に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加(第4条関係)
- ◇市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を整備**するよう努めるものとする(第 106 条の3関係)

(令和3年4月施行)

- ◇市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、**重層的支援体制整備事業を行うことができること**(第 106 条の4関係)

社会福祉法第106条の4 重層的支援体制整備事業について

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を整備するため、次の①～③を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

① 相談支援

- 介護(地域支援事業)、障がい(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、**包括的相談支援事業**を実施。
- 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する**多機関協働事業**を実施。
- 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた**継続的支援事業**を実施。

② 参加支援 事業

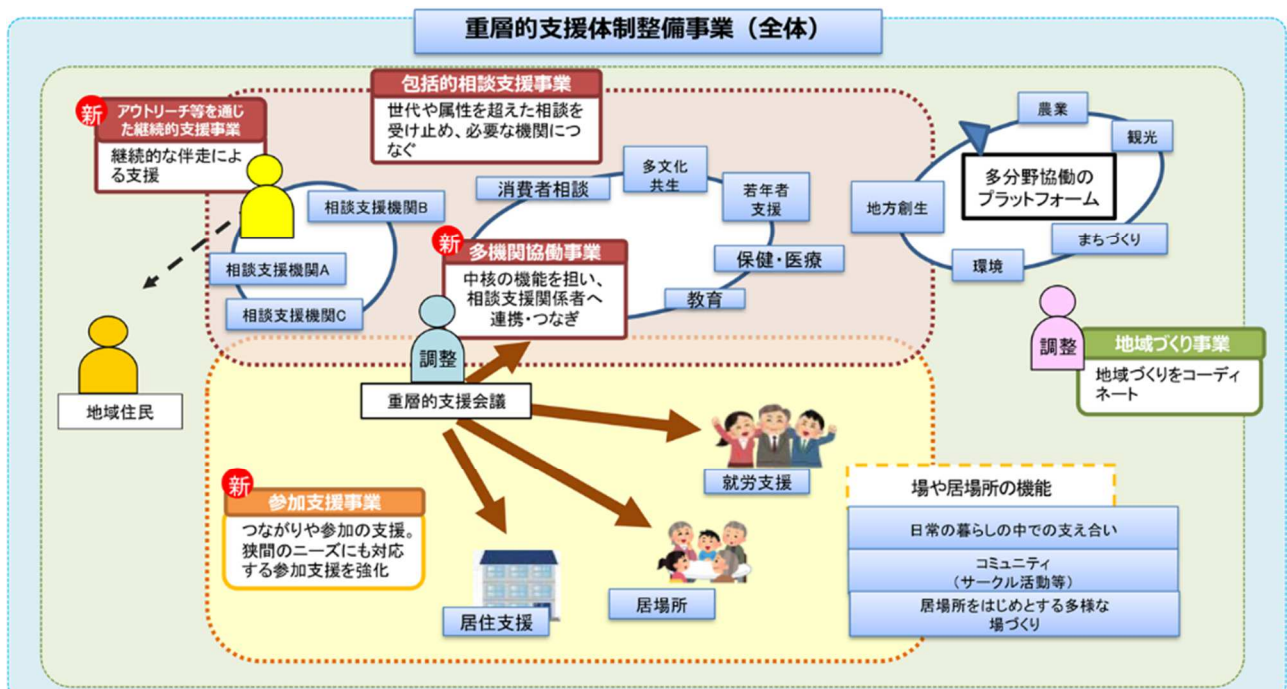
- 介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、**既存の取組では対応できない狭間のニーズ**に対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施。

(※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
(※2)就労支援、見守り等居住支援 など

③ 地域づくり 事業

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障がい(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の**地域づくりに係る事業を一体として実施**し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施。
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保。
 - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

● 重層的支援体制整備事業イメージ

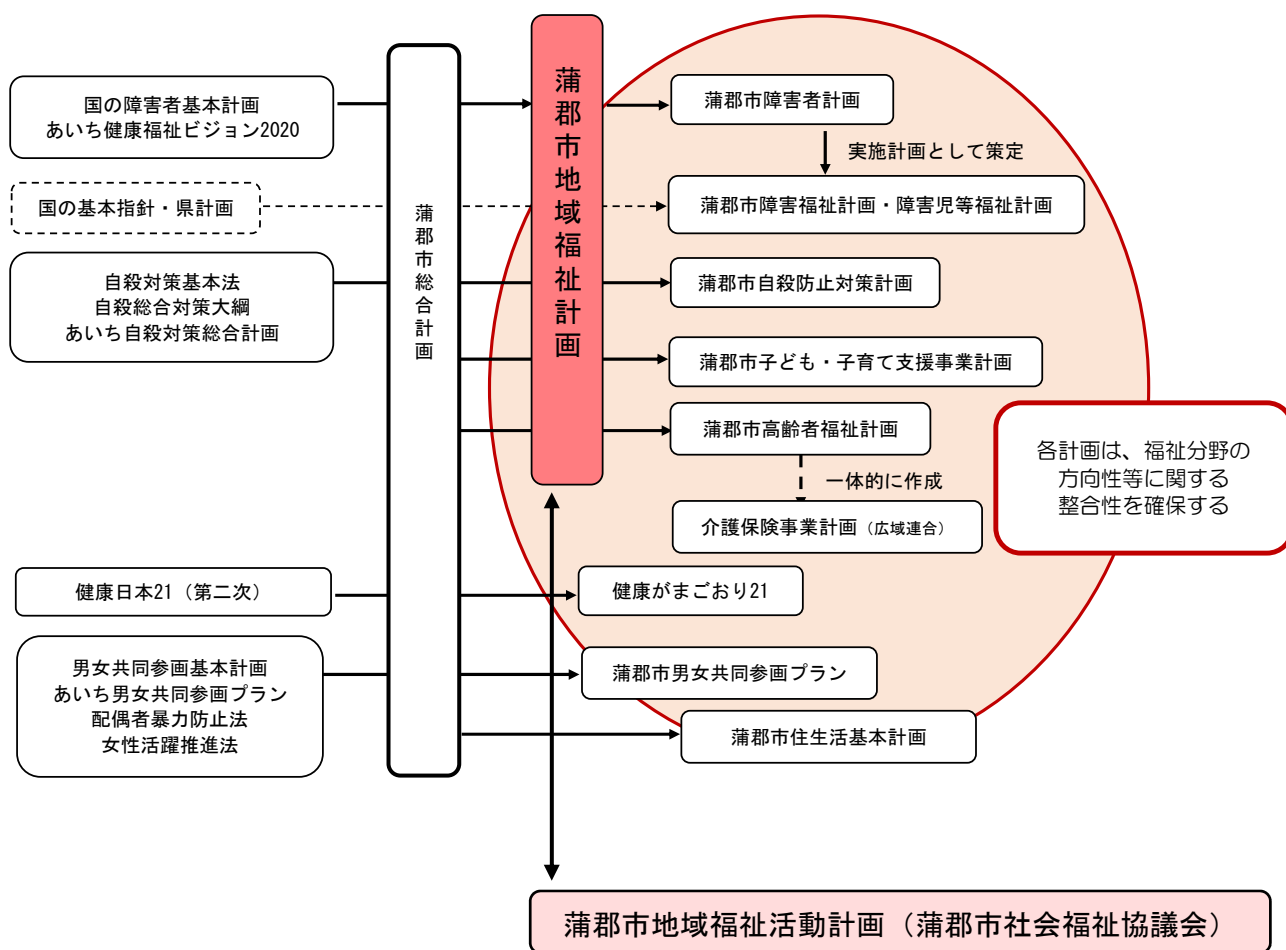


(2) 他計画との関係

本計画については、市の総合計画を上位計画として、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の具体化を図るとともに、蒲郡市社会福祉協議会と連携し、市民、地域、行政等の協働による施策・事業の推進を図るものです。

なお、地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。また、地域福祉計画は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。

計画の位置づけ



第3期地域福祉計画については、蒲郡市社会福祉協議会が策定していた地域福祉活動計画と一体的に作成し、蒲郡市と蒲郡市社会福祉協議会が協力し、地域共生社会の実現に向けて施策を実行していきます。

(3)蒲郡市社会福祉協議会の理念

「こころ通わす 人のわ づくり “ともにつながる ともに支え合う ともに歩む”」

蒲郡市社会福祉協議会が描く地域福祉は、市民同士がこころを通わすような、話し合い、支え合い、助け合いの様々な輪をつくり、笑顔があふれるまちを目指すものです。

地域福祉活動計画の理念は前計画のものを継承し、「こころ通わす人の輪づくり」と定め、この理念のもとで蒲郡市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と市の地域福祉計画を一体として策定し、市民の力を結集し、地域福祉の推進を図っていきます。

○ ともにつながる

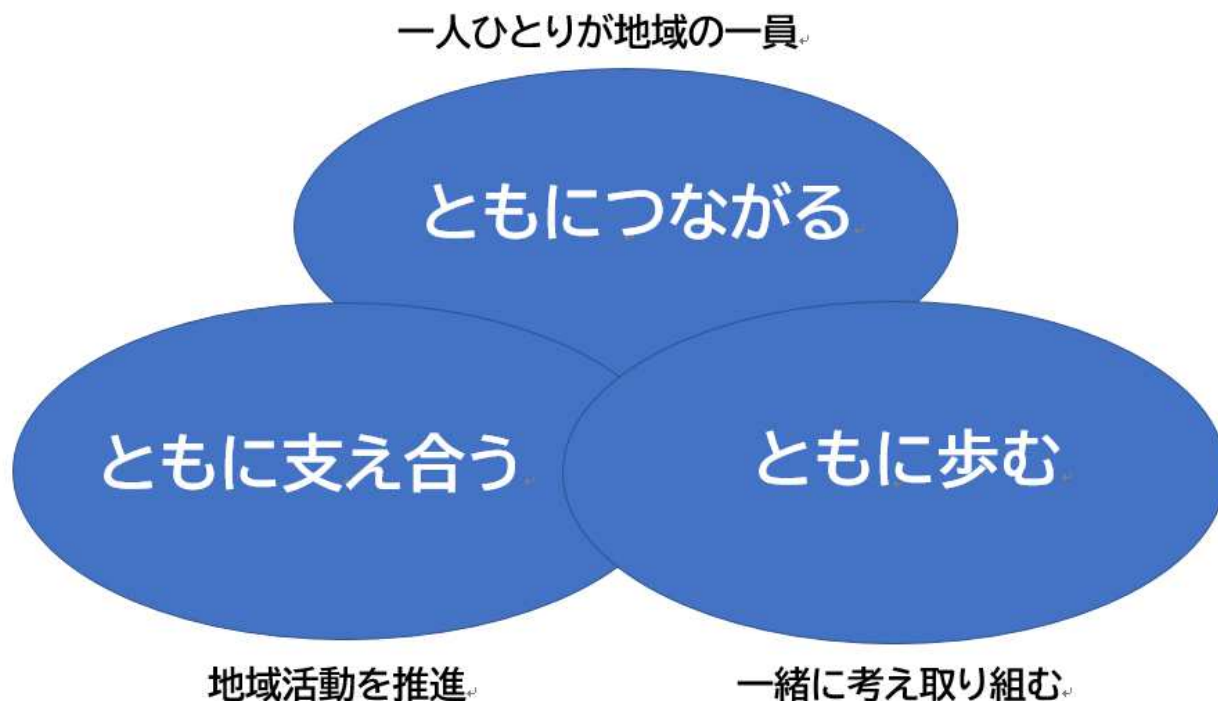
一人ひとりが地域の輪の一員です。お互いのことを知り、ともにつながることができるよう取り組みます。

○ ともに支え合う

地域での見守りや日常生活支援、健康づくりなど、ともに支え合う活動を推進します。

○ ともに歩む

地域資源を十分に活かし、自分らしい暮らしを考えてつくっていけるよう、ともに歩み、対話やつながりを大切にします。



(4) 蒲郡市 SDGs 推進方針との整合

本市は、令和2年2月に「蒲郡市 SDGs 推進方針」を定めました。

SDGs は、2015年9月に国連において採択された、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)で、2030年までに目指すべき国際目標として、17のゴールと169のターゲットが掲げられており、国、民間企業など様々な主体の取組が加速しています。

本市においても、積極的に SDGs 達成に寄与する取組を進めていく必要があることから、本計画の策定にあたり、SDGs の要素を最大限反映するとともに、達成に向けた取組を促進することとします。

なお、本計画では「第5章 施策と具体的な取組」において、施策ごとに関連する SDGs のアイコンを表記しています。



(5) 感染予防を想定した「新しい生活様式」

本計画に基づく事業等については、新たな感染症の予防のため、各事業に沿った「新しい生活様式」を実施します。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの**5年間**を計画期間とします。

第2章 蒲郡市の地域福祉の現状

1 人口構成等

(1) 年齢3区分別人口

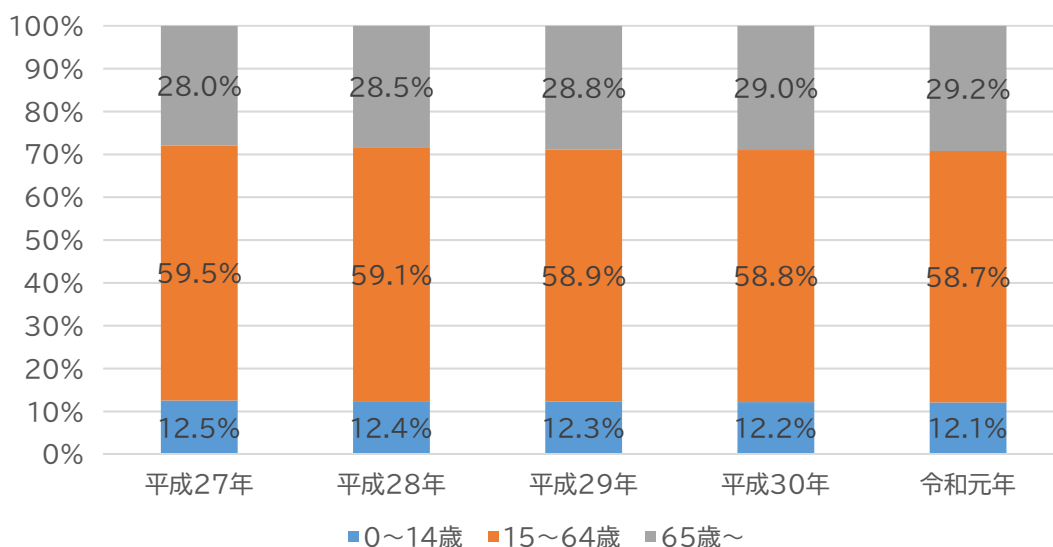
本市の人口は、総人口は減少している一方、65歳以上人口は増加しており、令和元年現在の高齢化率は29.2%まで上昇しています。

図表 1 年齢3区分別人口等の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	5年変化率(平成27年/令和元年)
0～14 歳	10,206	10,031	9,887	9,794	9,701	95.1%
15～64 歳	48,385	47,832	47,484	47,336	47,184	97.5%
65 歳以上	22,813	23,083	23,251	23,353	23,482	102.9%
総人口	81,404	80,946	80,622	80,483	80,367	98.7%
【再掲】75 歳以上	11,023	11,364	11,798	12,129	12,559	113.9%
【再掲】85 歳以上	3,040	3,235	3,428	3,623	3,855	126.8%

資料:住民基本台帳人口(各年10月1日)

図表 2 年齢3区分別人口比率の推移



図表 3 年齢3区分別人口比率等の推移

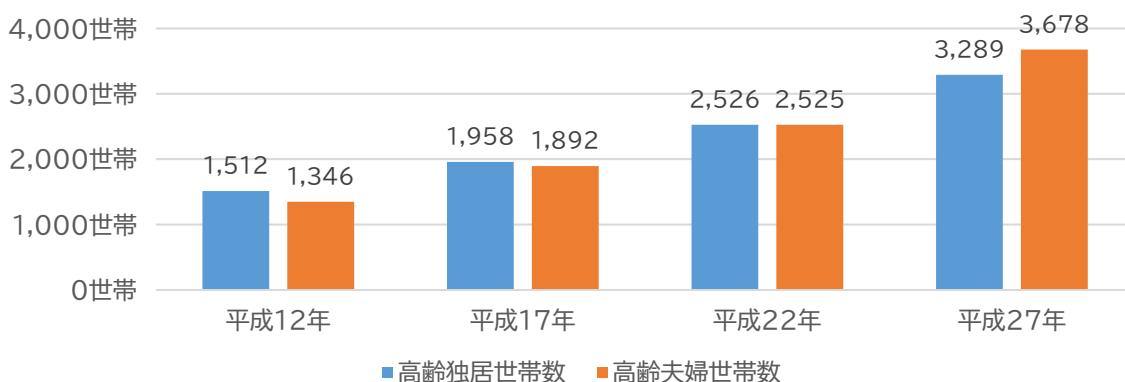
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
0～14 歳	12.5%	12.4%	12.3%	12.2%	12.1%
15～64 歳	59.5%	59.1%	58.9%	58.8%	58.7%
65 歳以上	28.0%	28.5%	28.8%	29.0%	29.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
【再掲】75 歳以上	13.5%	14.0%	14.6%	15.1%	15.6%
【再掲】85 歳以上	3.7%	4.0%	4.3%	4.5%	4.8%

資料:住民基本台帳人口(各年10月1日)

(2) 高齢者世帯数

本市の高齢者世帯数は、高齢者独居世帯数、高齢夫婦世帯数ともに、増加傾向となっています。

図表 4 高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査(各年10月1日)

(3) ひとり親世帯数

本市のひとり親世帯(母子・父子世帯)数は、平成 27 年時点で 415 世帯となっており、平成 17 年以降はおおむね横ばいです。20 歳未満一般世帯数に占める比率は 5.3%と、県平均 5.6%は下回るものの、上昇傾向です。

図表 5 ひとり親世帯数の推移

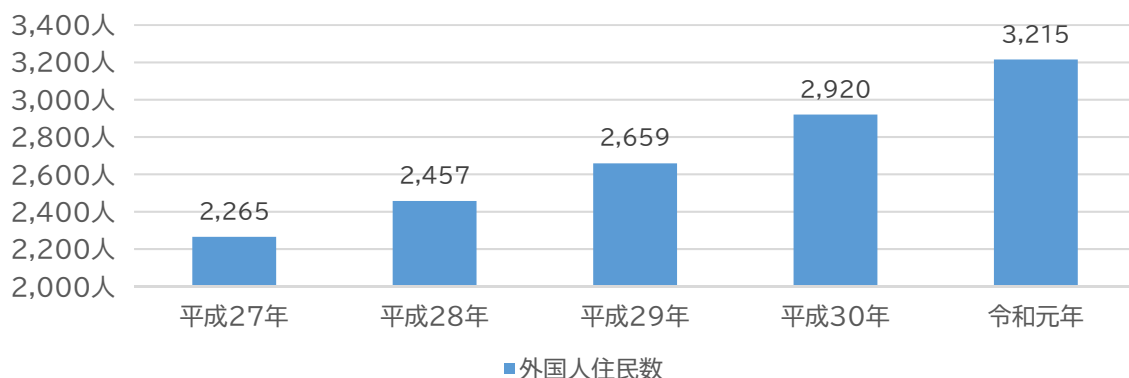
	蒲郡市			愛知県
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年
母子世帯	379	381	363	40,919
父子世帯	44	51	52	4,852
合計	423	432	415	45,771
20 歳未満一般世帯	8,741	8,310	7,860	814,188
母子・父子世帯比率	4.8%	5.2%	5.3%	5.6%

資料：国勢調査(各年10月1日)

(4) 外国人住民数

本市の外国人住民数は、令和元年現在、3,215 人となっており、平成 27 年比で 1,000 人近く増加しています。また、外国人住民の比率は、県内市町村の中で 14 番目の高さとなっています。

図表 6 外国人住民数の推移



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日)

図表 7 県内市町村 外国人住民の比率 上位 20

		市町村総人口 に占める割合	平成 30 年 12 月末 現在外国人住民数	平成 31 年 1 月 1 日 現在総人口
1	高浜市	7.83%	3,773	48,182
2	飛島村	7.66%	350	4,570
3	知立市	7.43%	5,349	71,966
4	碧南市	7.03%	5,111	72,746
5	小牧市	6.48%	9,629	148,705
6	西尾市	5.76%	9,780	169,841
7	岩倉市	5.34%	2,558	47,926
8	豊橋市	4.76%	17,775	373,635
9	豊明市	4.45%	3,089	69,345
10	弥富市	4.36%	1,885	43,217
11	豊田市	4.22%	17,939	425,475
12	蟹江町	4.00%	1,482	37,060
13	安城市	3.96%	7,433	187,803
14	蒲郡市	3.86%	3,094	80,227
15	名古屋市	3.65%	84,788	2,321,727
16	豊川市	3.52%	6,468	183,695
	半田市	3.52%	4,157	118,105
18	みよし市	3.47%	2,181	62,926
19	犬山市	3.31%	2,442	73,672
20	刈谷市	3.26%	4,970	152,288
	愛知県 合計	3.46%	260,952	7,543,393

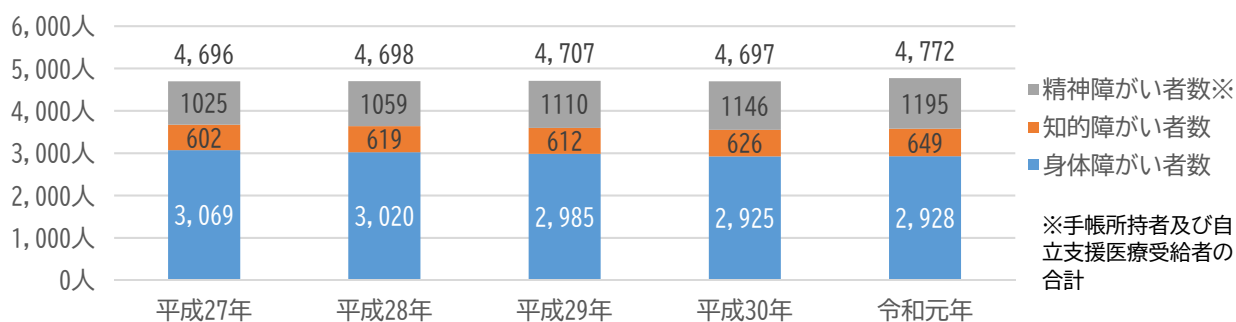
資料:愛知県内の市町村における外国人住民数の状況(愛知県)

2 支援等を必要とする人

(1) 障がい者数

本市の障がい者数は、総数は令和元年現在で 4,772 人となっており、ここ5年はおおむね横ばいで推移している一方、知的障がい者数と精神障がい者数はおおむね増加傾向となっています。

図表 8 障がい者数の推移

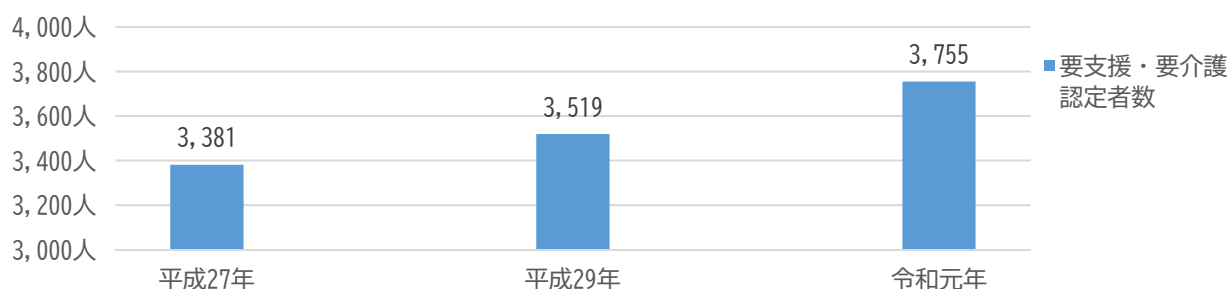


資料:福祉課資料(各年 4 月1日)

(2) 要支援・要介護認定者数

本市の要支援・要介護認定者数は、令和元年現在で 3,755 人となっており、増加傾向です。

図表 9 要支援・要介護認定者数の推移

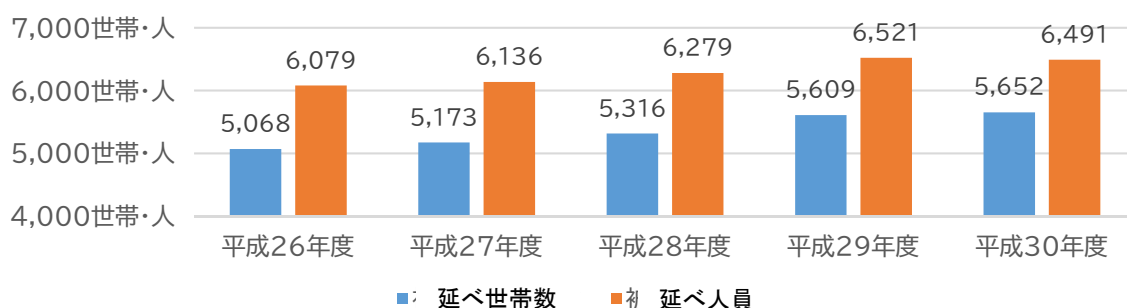


資料:介護保険事業状況報告、令和元年は東三河広域連合資料(各年 9 月 30 日)

(3) 生活保護受給世帯数等

本市の生活保護受給世帯数等は、平成 30 年度実績で延べ世帯数 5,652 世帯、延べ人員 6,491 人となっており、いずれもおおむね増加傾向です。

図表 10 生活保護被保護延べ世帯数等の推移



資料:福祉課資料(各年 4 月1日) ※単身で 1 年間受給した場合は延べ 12 世帯(延べ人員は 12 人)となる。

3 健康・福祉等の指標

本市は、比較的コンパクトに市街地が形成されているため、他市等と比べて、医療施設や高齢者福祉施設、保育所が徒歩圏に立地し、利便性が比較的高いという特徴が見られます。

図表 11 東三河 健康・福祉等の指標の比較

		蒲都市	豊橋市	豊川市	新城市	田原市	全国 10 万人 以下の市町村 平均
都市機能の 適正配置	生活サービス施設の利用 圏平均人口密度(医療施設 徒歩圏(800m)平均 人口密度(人/ha))	23.1	28.7	20.9	7.8	7.8	8.2
	生活サービス施設の利用 圏平均人口密度(福祉施設 徒歩圏(800m)平均 人口密度(人/ha))	26.7	32.3	22.5	7.3	10.4	7.3
	生活サービス施設の利用 圏平均人口密度(商業施設 徒歩圏(800m)平均 人口密度(人/ha))	30.2	38.0	28.9	13.0	12.8	10.2
都市生活の 利便性向上	医療施設から 500m 圏 内(高齢者徒歩圏)に住宅 が存する割合(%)	68.8	61.7	52.5	40.4	30.4	32.9
	高齢者福祉施設の中学校 圏域(1,000m 圏内)の 高齢者(65 歳以上)人口 カバー率(%)	85.9	77.9	87.2	46.5	41.6	40.2
	保育所の徒歩圏(800m 圏内)0～4 歳人口カバ ー率(%)	87.5	不明	70.2	45.9	33.4	34.7

資料:平成 29 年度 都市モニタリングシート(国土交通省)

4 第2期地域福祉計画の評価

第2期の主な成果や課題等については、第2期地域福祉計画の基本目標ごとにまとめると、次のとおりです。

第2期基本目標1 隣近所同士、市民同士で交流する場面を増やす

第2期基本目標	実施事業数	実施事業の評価 (数値は各評価の該当事業数)		
		実績向上・ 内容充実	現状維持	課題が多い
市民同士のあいさつや行事への積極的な参加をはじめ、各主体が担うべきことを実践し、市及び蒲郡市社会福祉協議会は、地域での見守りや交流のきっかけづくりにつながるような事業を推進します。	21	4	15	2

- 本市では、子育て支援センターに登録しているサークルのグループ数が増加しています。
- 本市では、地域ふれあい活動を通じて、盆踊り、防災訓練、清掃活動、運動会など、子どもからお年寄りまでが参加できる活動を実施しており、各地区の中学校が事務局を担っていることで、中学生には自己有用感や地区への帰属意識が育ち、健全育成への大きな効果がもたらされているほか、地域の大人と子どもが顔見知りとなる機会となっています。
- 老人クラブについては、会員数の減少と会員の高齢化が課題であり、新規加入促進のイベント等を継続開催し、会員数の増加に努める必要があります。
- 本市では、蒲郡市社会福祉協議会のいきいきサロン普及事業を通じて、特色のあるサロン活動が行われており、団体数、開催数、参加人数が増加しています。
- “課題が多い”と評価した2事業のうち、保育園・学校又は近隣住民との合同避難訓練は、実施箇所が増えない現状があり、地域懇談会等の場面で具体化に向けた話し合いをしていくことが課題です。また、地区社協拡大事業は、平成29年度より生活支援体制整備事業にて「生活支援コーディネーター」と「協議体」という地域の核となる話し合いの場が推進されています。

【社協だよりより抜粋】

地域支え合い座談会

月1回地域のいろいろな方が集まり話をします

商業施設を利用した地域の方が集まれる場所

座談会で出てきたアイデアから地域での取り組みが始まっています。

地区集食場にて身近で高齢者が集まるサロン

公園花壇のお世話で花いっぱい公園に

★各地域で活動されている方(団体)また活動している方を知っているなど、皆さんが知っている地域の情報を社協の生活支援コーディネーターまで教えて下さい。TEL: 0533-69-3911

第2期基本目標2 現在、そして将来の福祉や地域活動を担う人をつくる、増やす

第2期基本目標	実施 事業数	実施事業の評価 (数値は各評価の該当事業数)		
		実績向上・ 内容充実	現状維持	課題が多い
ボランティア活動等に興味のある市民が積極的に相談窓口を利用するほか、地域において、子どもや若者と協働した行事を増やすことをはじめ、各主体が担うべきことを実践し、市及び蒲郡市社会福祉協議会は、活動のきっかけづくりや活動のPR強化等、現在又は将来の福祉や地域活動を担う人をつくる、増やすことにつながるような事業を推進します。	12	3	8	1

- 本市では、がまごおり市民まちづくりセンターの登録団体が増加しています。
- 本市では、小・中学校での福祉実践教育を通して、誰もがともに生きていくために必要なこと・大切なことは何かを学べ、また自分ができることは何かを考えることができているほか、まとめや仲間の意見から、さらに深い学習へのきっかけづくりとなっています。
- “課題が多い”と評価した蒲郡市社会福祉協議会のボランティアセンター機能強化事業については、各講座とも各グループのスキルアップ並びに、一般の方々に少しでも活動の必要性を周知し、理解を求めるために講座を行いました。ボランティアに関する相談件数の増加には至っていません。

令和2年度 蒲郡市ボランティア連絡協議会 登録団体一覧

令和2年7月現在

NO	団 体 名	登録年	登録人数
1	音訳グループ「声」	昭和52年	24
2	盲人ガイドヘルプ「暁の星」	昭和55年	19
3	手話サークル「かざぐるま」	昭和56年	51
4	点訳グループ「あい」	昭和62年	17
5	蒲郡市更生保護女性会	昭和63年	41
6	蒲郡市健康づくり食生活改善協議会	平成元年	70
7	地域福祉ボランティア「つくしんぼ」	平成2年	25
8	歌声ボランティア「ハーモニー」	平成12年	17
9	カラオケグループ	平成14年	5
10	朗読グループ「じゅげむの会」	平成25年	13
11	防災塾～知ってて蒲郡～	平成25年	26
12	ちいさなお手伝いボランティア	令和2年	4

第2期基本目標3 生活支援の要望をかなえる身近な基盤をつくる

第2期基本目標	実施 事業数	実施事業の評価 (数値は各評価の該当事業数)		
		実績向上・ 内容充実	現状維持	課題が多い
年齢を問わず、市民自身がボランティア活動等を通じて生活支援サービスを担ったり、企業や事業者は社会貢献活動や生活支援サービスを実施すること等、各主体が担うべきことを実践し、市及び蒲郡市社会福祉協議会は、生活支援の要望を適切に把握し、地域の困りごとを地域で解決する仕組みづくりを推進します。	21	6	13	2

- 本市では、ファミリー・サポート・センター事業の会員数は増加していますが、今後も会員の確保のために、周知活動を引き続き行っていく必要があります。
- 地域包括支援センター事業については、平成29年度から開始された介護予防・日常生活支援総合事業などにより、業務負担が増加したため、平成30年4月に塩津地域包括支援センターを新設し、よりきめ細かな相談支援体制へと充実を図りました。
- 本市では、子育て世代包括支援センター（うみのこ）を開設し、妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口を整備したほか、児童発達支援センター（にこりん）を開設し、発達支援を必要とする児童への総合的な支援の充実を図りました。
- “課題が多い”と評価した2事業のうち、「ふれあい蒲郡」強化事業は会員数の増加には至っておらず、ひとり暮らしの高齢者への乳酸菌飲料水配布事業も利用人数が減少しています。

児童発達支援センター（にこりん）



子育て世代包括支援センター（うみのこ）



第2期基本目標4 災害に向けた不安を取り除く仕組みを市全域で実施する

第2期基本目標	実施 事業数	実施事業の評価 (数値は各評価の該当事業数)		
		実績向上・ 内容充実	現状維持	課題が多い
市民一人ひとりが災害への備えをしておくとともに、ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の災害時要援護者支援に参加・協力するほか、地域での話し合いや訓練の実施をはじめ、各主体が担うべきことを実践し、市及び蒲郡市社会福祉協議会は、身近な地域における災害時要援護者の見守り体制・避難支援体制づくりを支援する事業を推進します。	2	0	1	1

- 本市では、災害時要援護者支援事業の台帳への登録者数及び登録率は増加しているものの、必要な方すべての登録には至っていません。個別支援計画の作成については、災害時要援護者に登録いただいた方については令和2年度の段階で100%作成されましたが、地域支援者を巻き込んだ個別支援計画になっていない状況です。現状の課題を踏まえ、推進市町村の取組を参考にしながら、台帳登録の制度を見直す取組が必要です。
- “課題が多い”と評価した家具等転倒防止事業については、年間の設置目標数(50件)に至っておらず、今後も必要な世帯への実施に向けて、事業の周知が必要です。

第2期基本目標5 経済的に困窮している人の自立を支援する

第2期基本目標	実施 事業数	実施事業の評価 (数値は各評価の該当事業数)		
		実績向上・ 内容充実	現状維持	課題が多い
必要な場合は生活困窮者自身や周囲の人が市の窓口を利用したり、企業や事業者が生活困窮者の早期発見に協力すること等、各主体が担うべきことを実践し、市及び蒲郡市社会福祉協議会は、自立支援の実施と関係機関による自立支援のネットワーク構築に向けた事業を推進します。	3	0	3	0

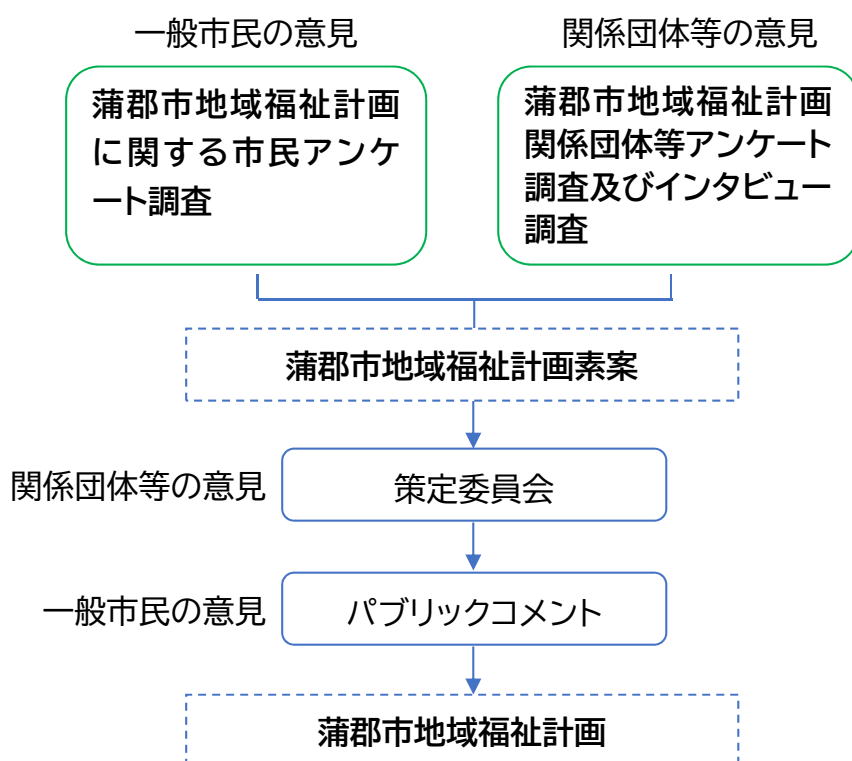
- 本市では、生活困窮者自立支援制度に基づく相談件数が増加しています。
- ひとり親家庭支援事業に基づく相談件数は減少しており、気軽な相談窓口である旨、広報等で周知を図る必要があります。
- 蒲郡市社会福祉協議会の小額資金貸付事業は、貸付件数が増加しています。そのうち、食糧支援事業は、生活保護には至らない低所得者層の利用などにより、相談件数及び利用件数が増加しています。

第3章 蒲郡市の地域福祉の課題

本計画の策定にあたっては、令和元年度に一般市民へのアンケート調査と福祉関係団体へのアンケート調査及びインタビュー調査を実施し、計画に盛り込むべき項目に関する市民等の実態や意識を把握しました。

また、関係機関・団体の代表者で構成する策定委員会を開催し、計画素案の協議等を行ったほか、市のホームページ等を通じたパブリックコメントを実施し、広く市民等の意見を募集します。

市民等の意見の反映の流れ



■ 蒲郡市地域福祉計画に関する市民アンケート調査の概要

調査対象	18 歳以上の市民 2,000 人
調査時期	令和元年 12 月6日～12 月 27 日
回収結果	回答者数 692 人 回収率 34.6%

■ 蒲郡市地域福祉計画関係団体インタビュー調査の概要

調査対象	福祉関係団体等 インタビュー対象 23 団体
調査時期	インタビュー調査 令和2年2月3日、2月6日

第2期基本目標1 隣近所同士、市民同士で交流する場面を増やす

第2期基本目標2 現在、そしてみらいの福祉や地域活動を担う人をつくる、増やす

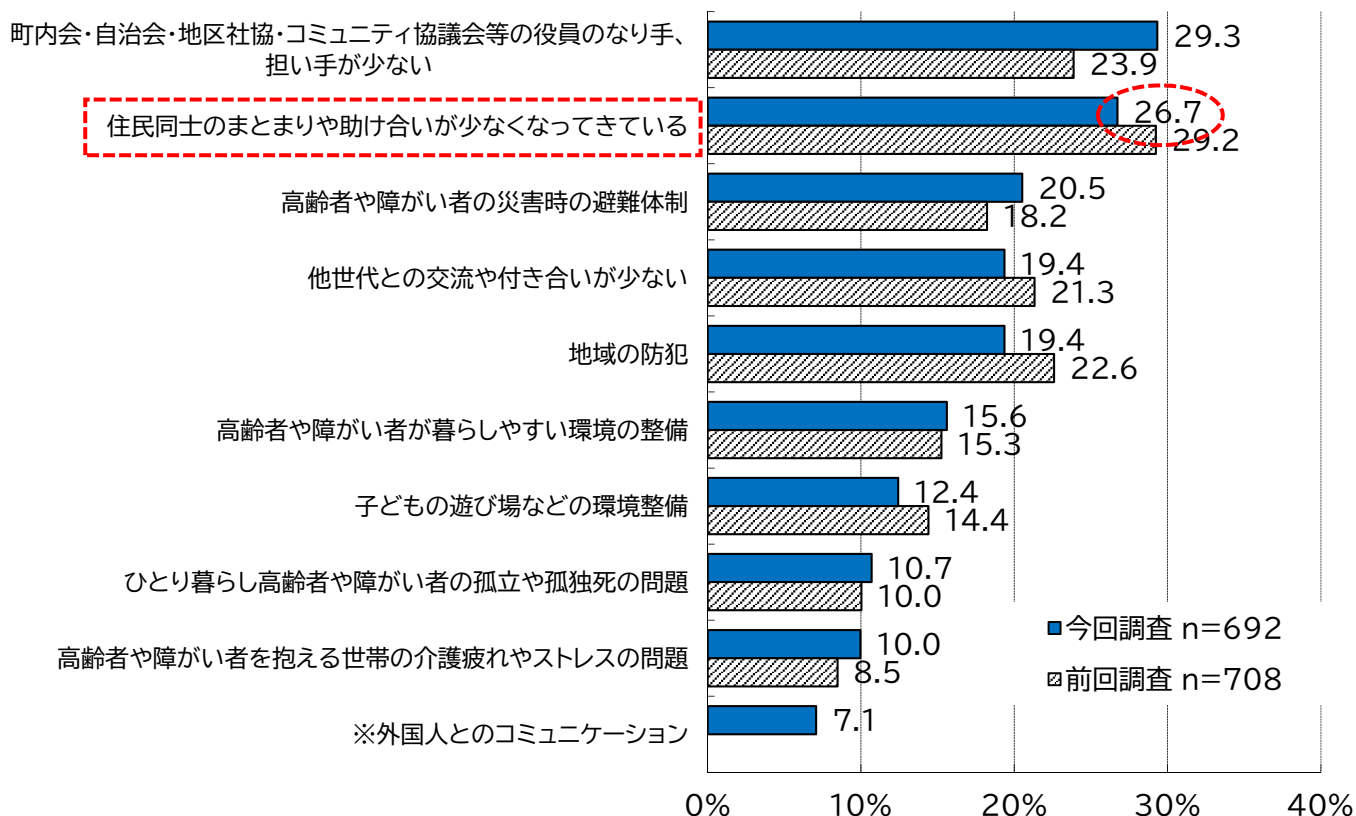
●話し合いの場やサロン活動の推進

アンケート調査では、回答者の4人に1人(26.7%)が「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっている」と回答しています。

インタビュー調査では、市内11か所で月1回開催している第2層協議体(支え合い座談会)において、多様な主体が参画し、話すことによって、地域を共に作っていきけるような考えが地域に広がっているのでは、との意見があがっています。一方、アンケート調査で蒲郡市社会福祉協議会の認知度は低く、インターネット等を活用したPRが必要との意見が策定委員会であがっています。

インタビュー調査では、蒲郡市社会福祉協議会の「いきいきサロン助成金事業」について、地域サロンの把握の継続、立ち上げや活動継続の支援が課題としてあがっている一方、他にも様々な形態のサロンの存在が報告されており、サロン活動のさらなる拡充と周知が求められます。

住んでいる地域に感じている問題や課題 上位 10【市民アンケート調査】



単位:%

※「n=」は回答者数

※前回は、「外国人とのコミュニケーション」の選択肢なし

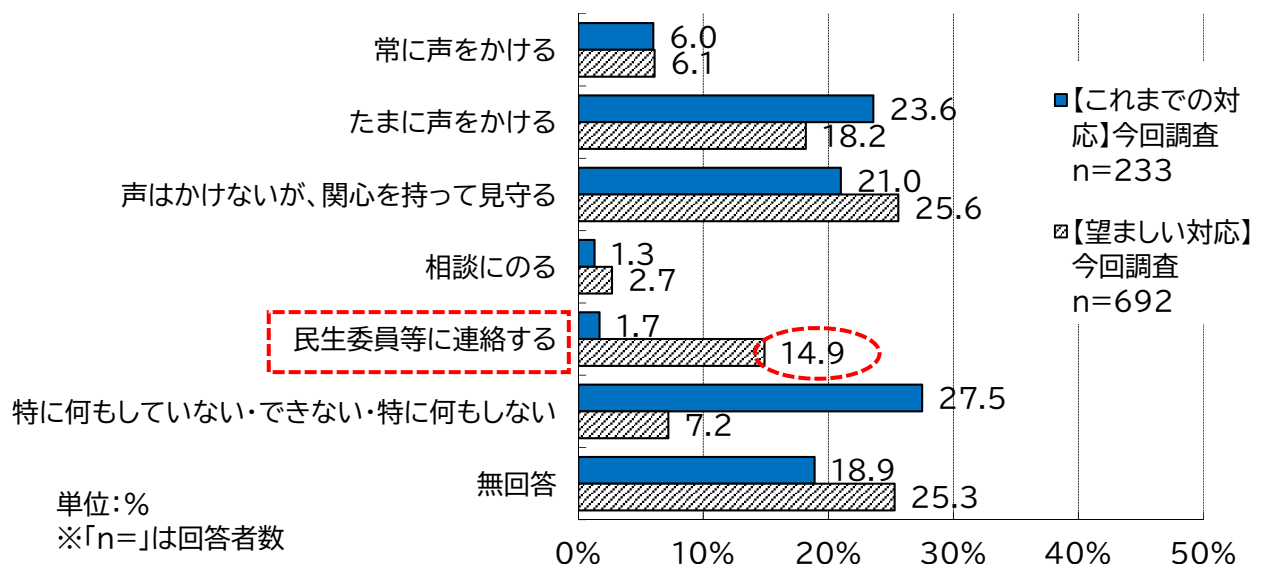
● 民生委員の活動の周知

アンケート調査では、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、認知症の方など、支援を必要とする方へのこれまでの対応と理想の対応を比較したところ、「民生委員等に連絡する」という対応は、実際に対応した人は1.7%の一方、連絡することが望ましいと考えている人は14.9%もいます。

本市では、住民が民生委員や関係機関に早期に要支援の情報を伝えることで、問題解決につながる可能性が広がることから、民生委員の活動のさらなる周知、住民と関係団体の連携を強化していく必要があります。

また、策定委員会では、民生委員の活動内容の広がりから、活動を補佐する人材の配置(例えば、他の市の福祉委員等)が課題として提起されたほか、市内の一部地区で組織された“お助け隊”の活動も地域における問題解決の取組として紹介されました。

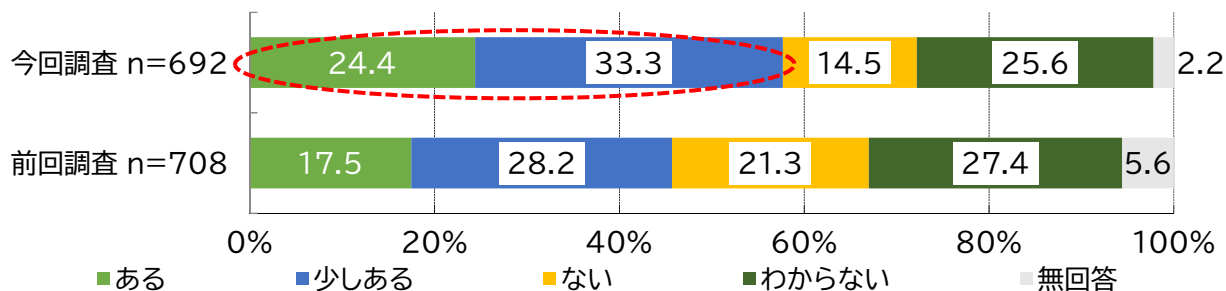
何らかの支援を必要とする方への自身の対応【市民アンケート調査】



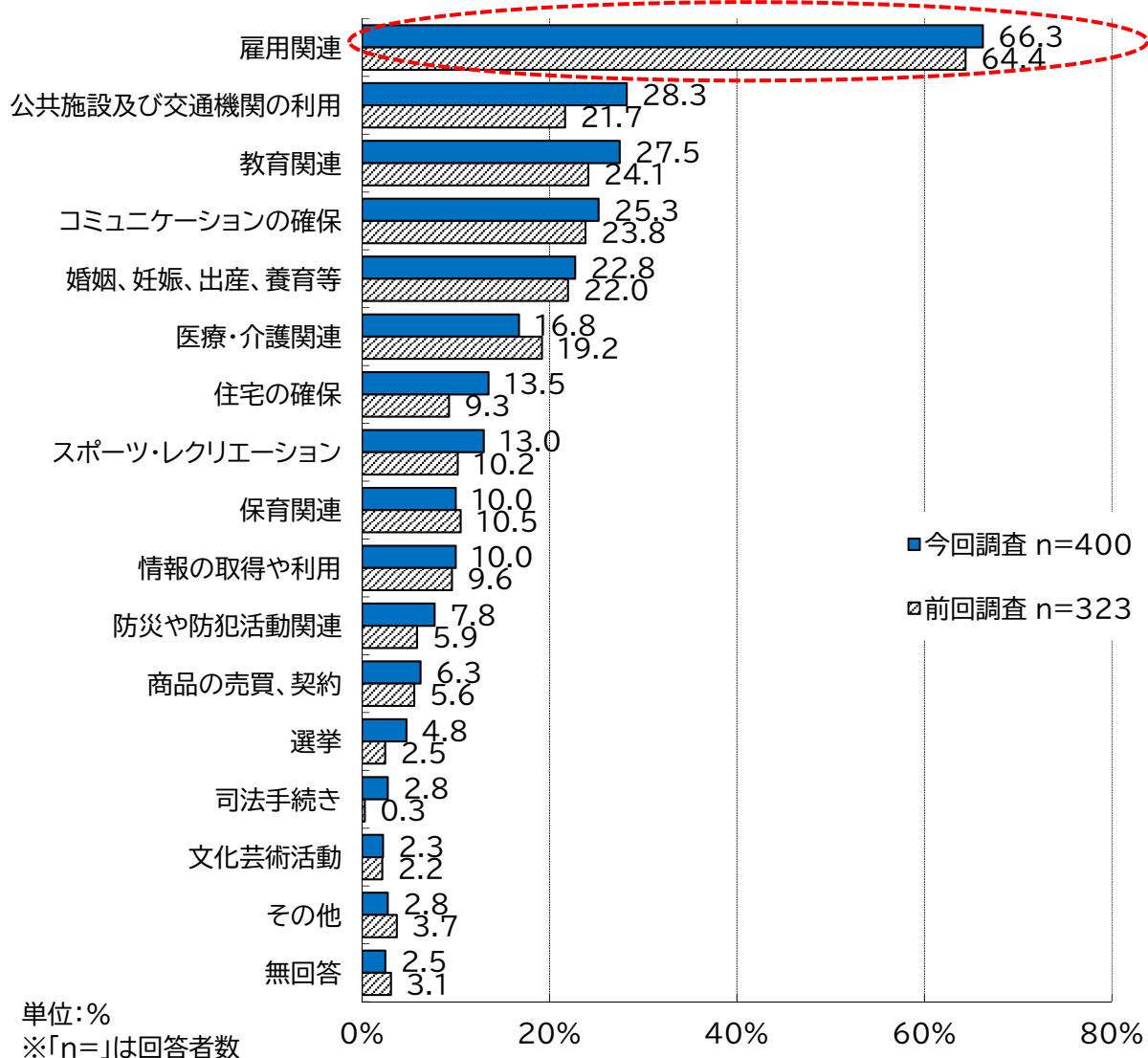
● 差別解消に向けた取組

アンケート調査では、障がい者を理由とする差別が「ある」、「少しある」という市民は約6割で、前回調査から増加しており、差別が多いと認識されている分野で圧倒的に多いのが雇用関連です。本市では、今後も差別解消に向けた企業への働きかけや連携とともに、差別の現状や市内での取組・活動の市民への周知をはじめ、理解を促す取組が求められます。

障がい者に対する、障がいを理由とする差別【市民アンケート調査】



差別が多いと認識されている分野【市民アンケート調査】



● 活動のきっかけづくりと福祉教育の推進

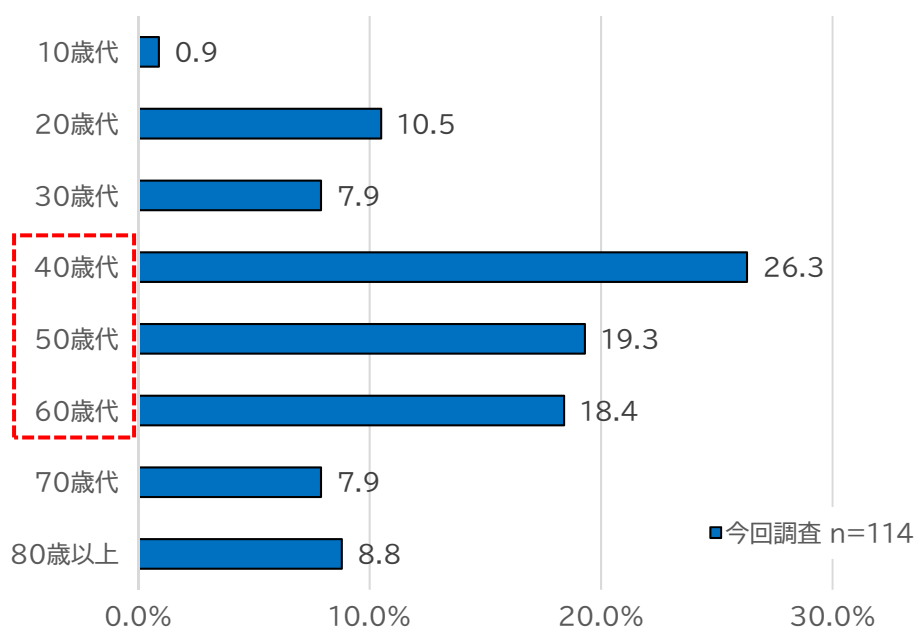
アンケート調査では、「町内会・自治会・地区社協・コミュニティ協議会等の役員のなり手、担い手が少ない」ということが地域の問題や課題の最上位であり、全中学校区共通の問題・課題です。

また、アンケート調査では、何かのきっかけなどで地域活動に参加しそうな人は **40～60歳代** に比較的多いことが伺えることから、本市では、これらの年代の人たちに参加のきっかけづくりと一緒に活動する仲間づくりをサポートするとともに、**参加したくなるような活動づくり、既存の活動の周知**などを行っていくことが求められます。

さらに、インタビュー調査では、小中学生は福祉体験(朗読・点訳・手話・ガイドヘルプ・車椅子・要約筆記等)で学ぶことができていますが、**高校生以降は空白になってしまう**という意見がありました。幸いにも市内に高校が3つあり、市職員等が高校に出向き、福祉を担う人づくりの必要性の講演を行うことも大事との意見もあがっています。

なお、策定委員会では、前述の空白を埋める取組として、市民が福祉について学ぶ場「蒲郡市ふくしの学校」を蒲郡市社会福祉協議会で企画し、取り組んでいくことが紹介されました。

参加したい地域活動が「特にない・参加できない」という方のうち、何かのきっかけなどで参加しそうな方※の割合【市民アンケート調査】



単位:%

※「n=」は回答者数

※特にない・参加できない理由を「参加するきっかけがない」「参加する方法がわからない」「どのような活動があるのか知らない」「参加したい活動がない」「一緒に活動する仲間がいない」と回答した方

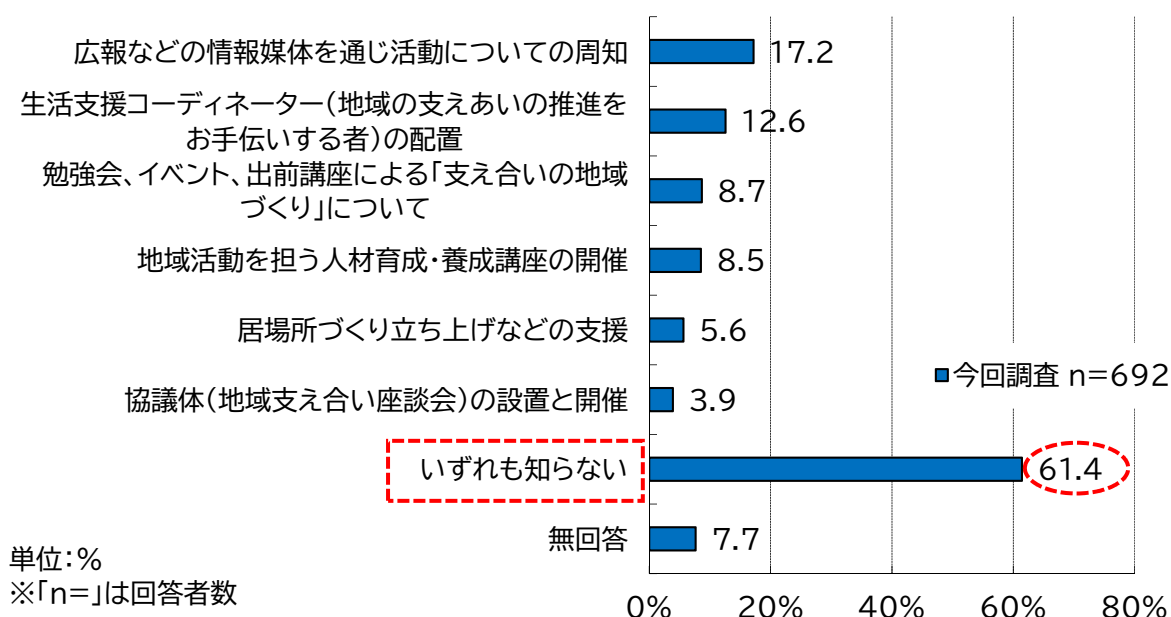
● 活動と担い手のマッチングの充実、支え合いの地域づくりの推進

インタビュー調査では、ボランティアセンターに関して、地域ボランティアなどの把握ができておらず、相談に対するマッチングが上手にできていないという現状も報告されており、**マッチングがしやすい体制の整備が課題**としてあがっています。

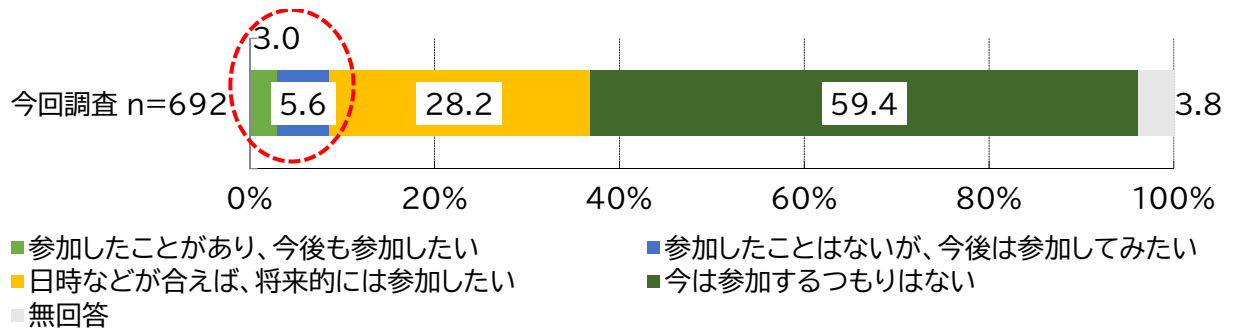
策定委員会においてもマッチングが課題という意見が出され、スマートフォンなどタブレット端末を通じた、動画による活動の紹介が効果的ではとの意見があがったほか、地域共生社会に向けては、今までは支援の受け手という立場であった方々も、担い手、支え手としての役割を担うような方向性が次期計画に求められるとの意見がありました。

アンケート調査では、**支え合いの地域づくり(生活支援体制整備事業)**の認知度は約3割(いずれも知らない、無回答以外の方)で、「いずれも知らない」との回答が約6割を占めています。市内11か所の公民館区域にて開催している協議体(地域支え合い座談会)について、今後の参加意向を聞いたところ、「参加したことがあり、今後も参加したい」、「参加したことはないが、今後は参加してみたい」という**積極派は 8.6%**です。本市では、取組をさらに周知し、認知度が低く、参加への積極派の割合が比較的高い70歳代以上の人をはじめ、広く住民の参加を促していくことが求められます。

「支え合いの地域づくり」についての取組について、ご存じのもの【市民アンケート調査】



協議体(地域支え合い座談会)へ参加意向【市民アンケート調査】



単位:%

※「n=」は回答者数

性別等】

		n=	参加したことがあり、 今後も参加したい	参加したことはないが、 今後は参加してみたい	日時などが合えば、 将来的には参加したい	今は参加するつもりは ない	無回答
	全体	692	3.0%	5.6%	28.2%	59.4%	3.8%
問1 性別	男性	313	3.8%	5.1%	30.7%	58.2%	2.2%
	女性	373	2.1%	6.2%	26.5%	61.2%	4.0%
問2 年齢	10・20歳代	41	0.0%	2.4%	19.5%	78.1%	0.0%
	30・40歳代	163	0.6%	2.5%	25.8%	68.6%	2.5%
	50・60歳代	250	1.2%	4.4%	37.6%	55.6%	1.2%
	70歳代以上	232	7.3%	9.9%	21.6%	54.7%	6.5%
問3 職業	就業者	372	1.3%	3.8%	32.0%	60.2%	2.7%
	家事専業	86	3.5%	4.7%	25.6%	61.5%	4.7%
	無職	176	6.3%	9.7%	21.6%	59.6%	2.8%
	学生・その他	49	4.1%	6.1%	30.6%	55.1%	4.1%
問6 中学校区	蒲郡	148	3.4%	7.4%	22.3%	64.9%	2.0%
	三谷	107	0.9%	7.5%	32.7%	57.0%	1.9%
	塩津	73	1.4%	2.7%	21.9%	68.5%	5.5%
	大塚	55	3.6%	5.5%	40.0%	49.1%	1.8%
	形原	138	0.0%	5.1%	34.1%	56.5%	4.3%
	西浦	46	6.5%	4.3%	32.6%	56.6%	0.0%
	中部	94	7.4%	3.2%	25.5%	59.6%	4.3%

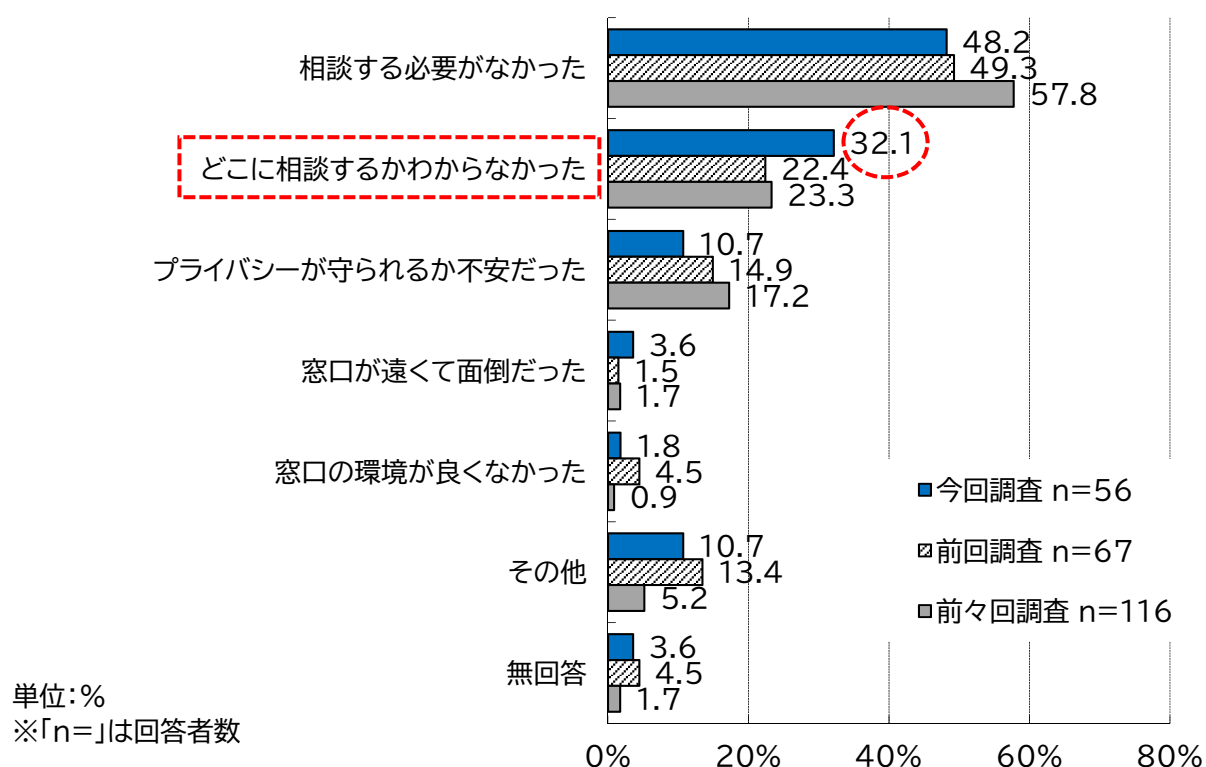
第2期基本目標3 生活支援の要望をかなえる身近な基盤をつくる

● 「すきま」を埋める相談支援の充実

アンケート調査では、悩みや困りごとの相談先について聞いたところ、同居家族にその他支援を必要とする方(生活困窮、ひきこもり、その他)がいる場合は、「誰にも相談していない」という回答が上位2つにあがっています。さらに、誰にも相談しなかった理由は、「どこに相談するかわからなかった」という理由が増加しています。

インタビュー調査では、「確実に相談を受ける場所」をつくり、話を聞くだけではなく、「具体的に支援」し、支援する人が「訪ねる」アウトリーチの支援が大切との声があがっています。本市では、高齢・障がい・子ども・子育て・生活困窮など既存の枠組みで取り組めないときは、その「すきま」を埋める支援を新たに創出することが求められています。

悩みや困りごとについて誰にも相談しなかった理由【市民アンケート調査】

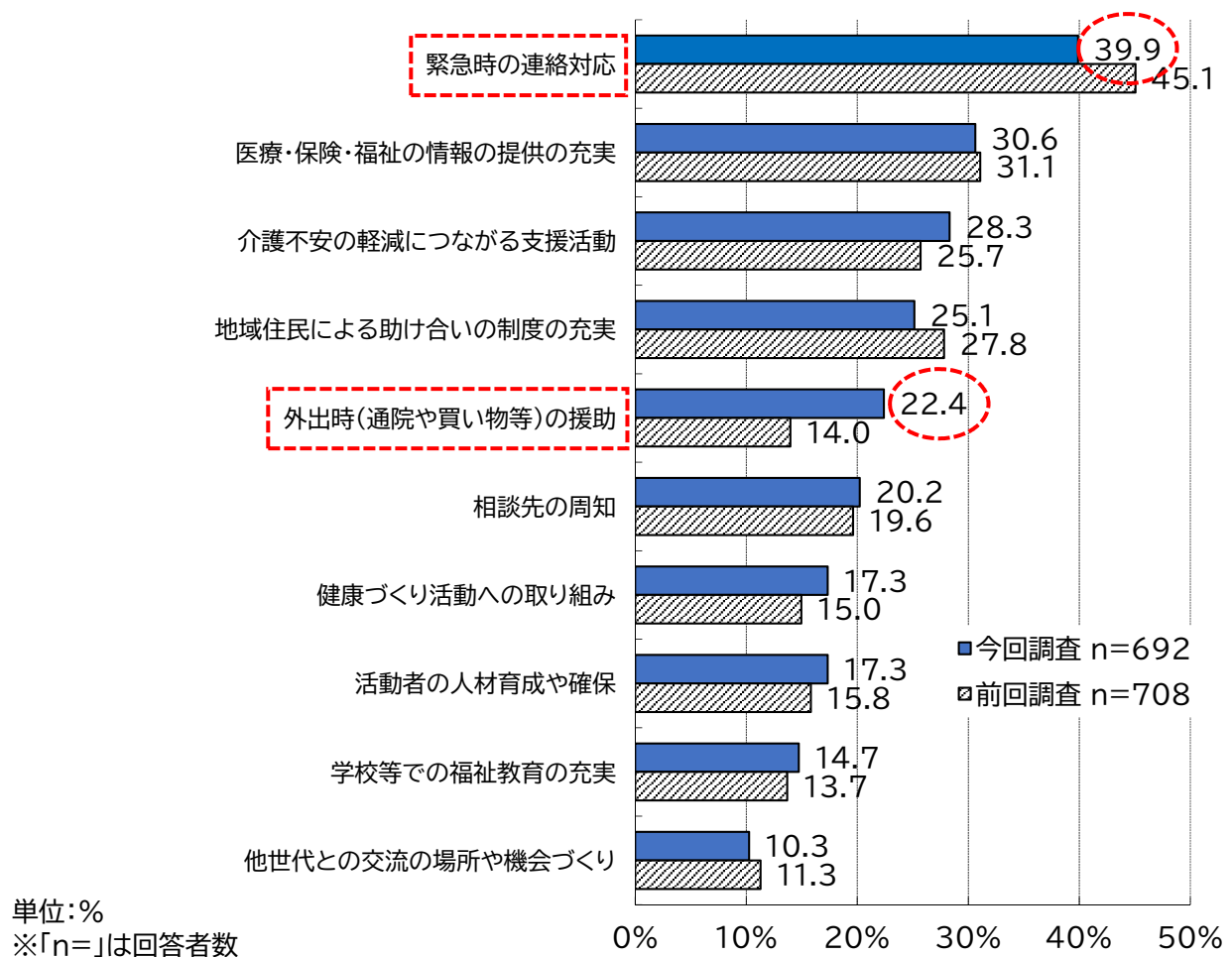


● 多様化する生活課題に対応した施策の充実

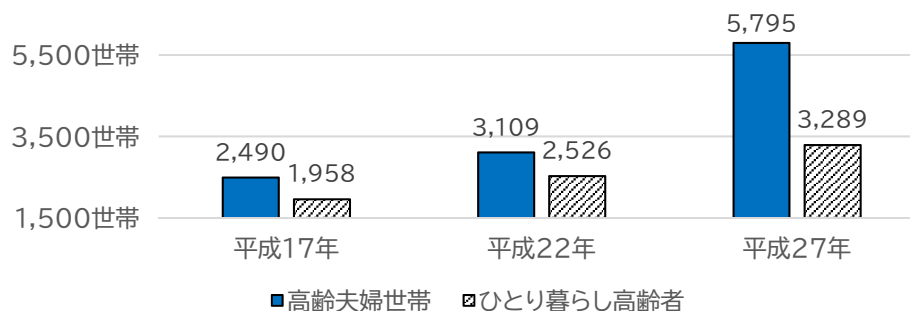
アンケート調査では、地域の福祉を良くするために必要な取組として、「緊急時の連絡対応」との回答が最も多く、回答率は前回調査からは減少しているものの、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増えている中で、最も求められている取組となっています。

また、アンケート調査では、「外出時(通院や買い物等)の援助」との回答が前回調査から増加しており、免許返納後を不安視したり、移動支援を求める声が高まっている状況が伺え、本市では、市外への移動支援に関する施策や介護保険ではカバーできない移動支援のニーズへの対応も課題です。

地域の福祉を良くするために必要な取組 上位 10 【市民アンケート調査】



高齢夫婦世帯及びひとり暮らし高齢者数 【国勢調査(各年10月1日)】



第2期基本目標4 災害に向けた不安を取り除く仕組みを市全域で実施する

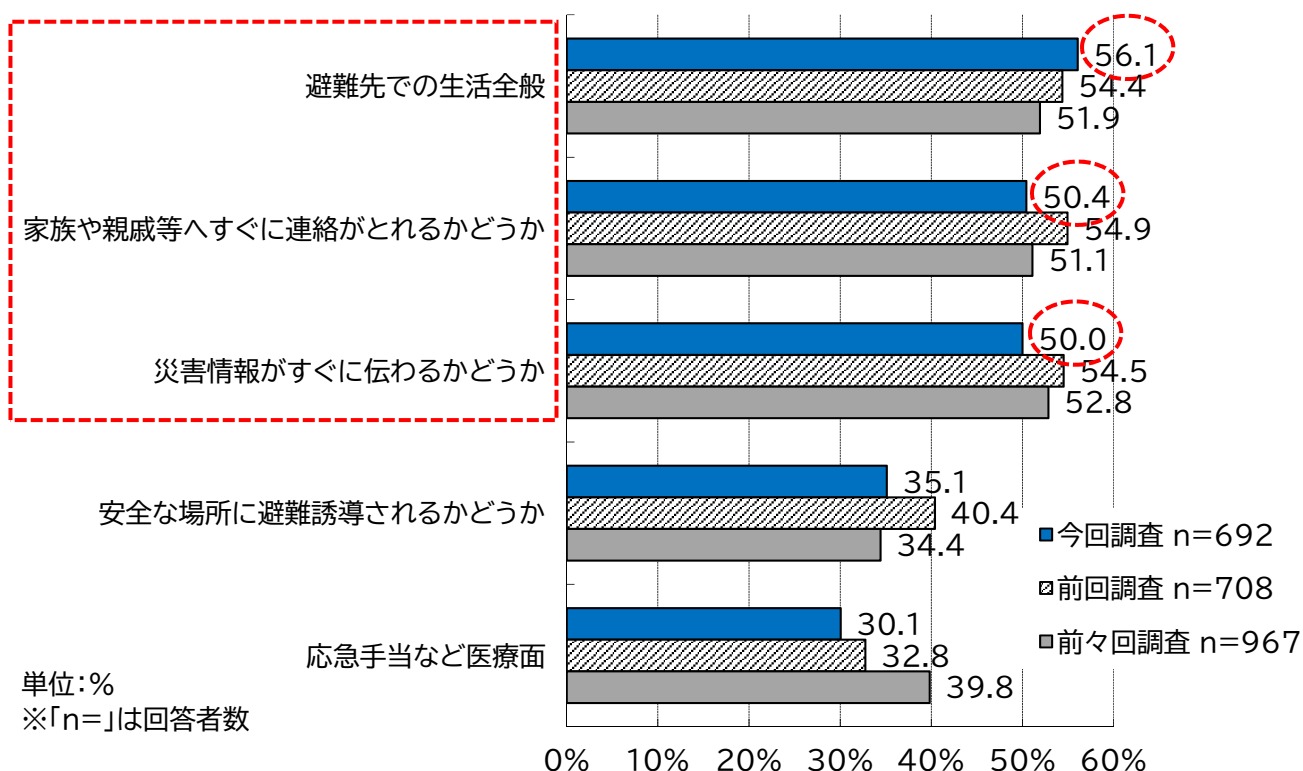
● 防災に関する活動の見直し

アンケート調査では、自身や家族が災害時における要援護者になった場合を想定して不安なことを聞いたところ、「避難先での生活全般」、「家族や親戚等へすぐに連絡がとれるかどうか」、「災害情報がすぐに伝わるかどうか」が上位3つであり、特に妊産婦や子どもがいる場合は、避難先での生活全般等を不安視する人が比較的多い状況が伺えます。

本市では、ひとたび災害が発生したら、隣近所同士の助け合いが不可欠となることから、今後も防災をきっかけに隣近所同士のつながりの重要性を訴えていく必要があります。

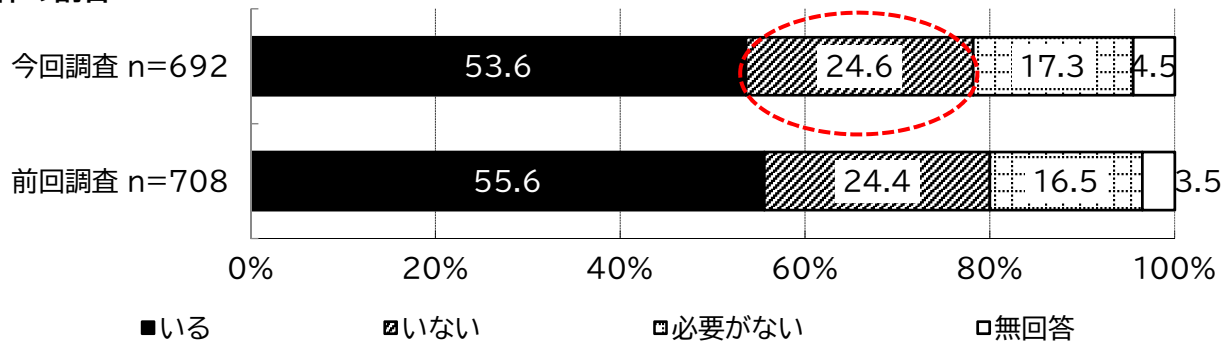
インタビュー調査では、災害時には愛知県が推進している「逃げ遅れゼロ！」の方向性のとおり、とりあえず逃げて命を守ることが重要で、策定委員会では、市内の一部地区の自主防災会について、組織や活動の見直しが行われており、そのような見直しを全市に広げていく必要性が提起されました。

あなたやご家族が災害時における要援護者になった場合、不安なこと 上位5 【市民アンケート調査】



アンケート調査では、災害時に避難する際に、手助けをお願いできる人(家族、近所の人など)がいますかの質問に、属性別の回答をみると、同居家族に要介護者や認知症の方がいる場合で26.3%、障がいのある方がいる場合で32.2%が「いない」と回答しています。

全体の割合



		n=	いる	いない	必要がない	無回答
全体		692	53.6%	24.6%	17.3%	4.5%
問 4 世帯構成	ひとり暮らし	60	26.7%	60.0%	10.0%	3.3%
	夫婦のみ	176	51.1%	25.0%	18.2%	5.7%
	二世帯世帯(親子のみ)	300	54.0%	22.7%	21.3%	2.0%
	三世帯世帯(親・子・孫)	115	67.9%	14.8%	13.0%	4.3%
	その他	29	72.5%	13.8%	3.4%	10.3%
問 5 同居家族	妊産婦や子どもがいる	104	61.5%	25.0%	12.5%	1.0%
	高齢者がいる	309	57.3%	19.1%	18.4%	5.2%
	要介護者や認知症の方がいる	76	55.2%	26.3%	13.2%	5.3%
	障がいのある方がいる	87	54.0%	32.2%	11.5%	2.3%
	その他支援を必要とする方がいる	37	37.8%	46.0%	10.8%	5.4%
	上記のいずれもない	210	47.7%	29.5%	19.5%	3.3%

※「n=」は回答者数

第2期基本目標5 経済的に困窮している人の自立を支援する

● 経済的に困窮している人の自立支援

インタビュー調査では、障がい者や児童養護施設退所者など、生活困窮につながるおそれがある対象者の雇用環境が比較的整いつつある中で、課題としては、働く場の確保と同時に居場所の確保を行うことがあげられています。

また、蒲郡でも外国人が増えており、収入が少ないために仕事を優先せざるを得ず、保育園等の費用がかさむ支援を受けることができていない状況が報告されています。このような状況は日本人も同様にあると報告されており、日本人、外国人に関わらず、経済的な困窮者が必要な子育て支援を利用できるような整備が必要との課題が提起されました。

● 制度の狭間の問題への対応

本市の外国人住民数は、令和元年現在で3千人を超えるまで増加しており、インタビュー調査や策定委員会では、外国人の方などを含めて、住民同士のつながりを構築していくことが必要との意見があがりました。

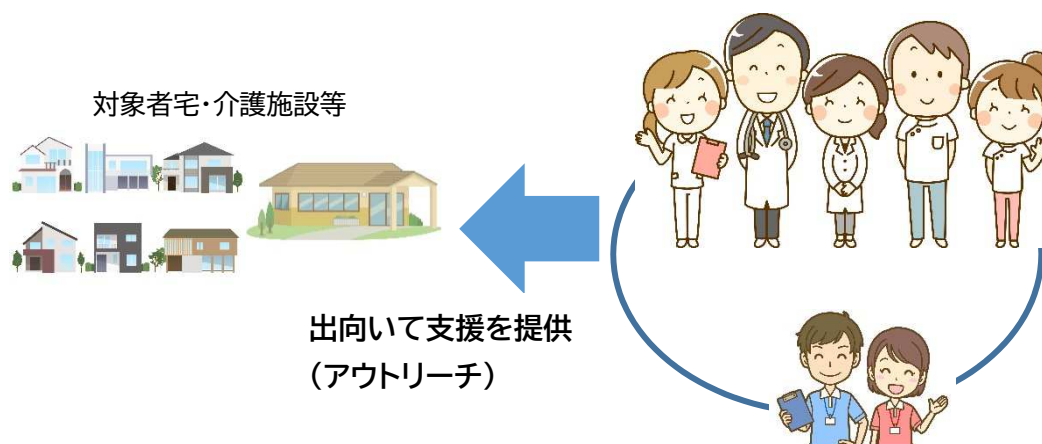
また、「8050 問題(※1)」、「ダブルケア(※2)」などの問題に対しては、相談・対応する機関が専門機関で別々に対応しているのは、なかなか解決に結びついてはいかないとの意見があがっています。

さらに「虐待」の問題についても、分野横断的な対応が求められている状況が報告されているほか、いわゆるゴミ屋敷の問題(セルフ・ネグレクト)への対応事例が紹介され、そのようなケースを見つけるアウトリーチ(※3)など、「発見力」が重要なキーワードとの意見があがりました。

(※1)8050 問題:80 歳代の親と 50 歳代の子どもの組み合わせによる生活問題のこと

(※2)ダブルケア:晩婚化と出産年齢の高齢化に伴い増えている、育児と介護に同時に携わること

(※3)アウトリーチ:積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること



第4章 計画の基本目標と成果目標について

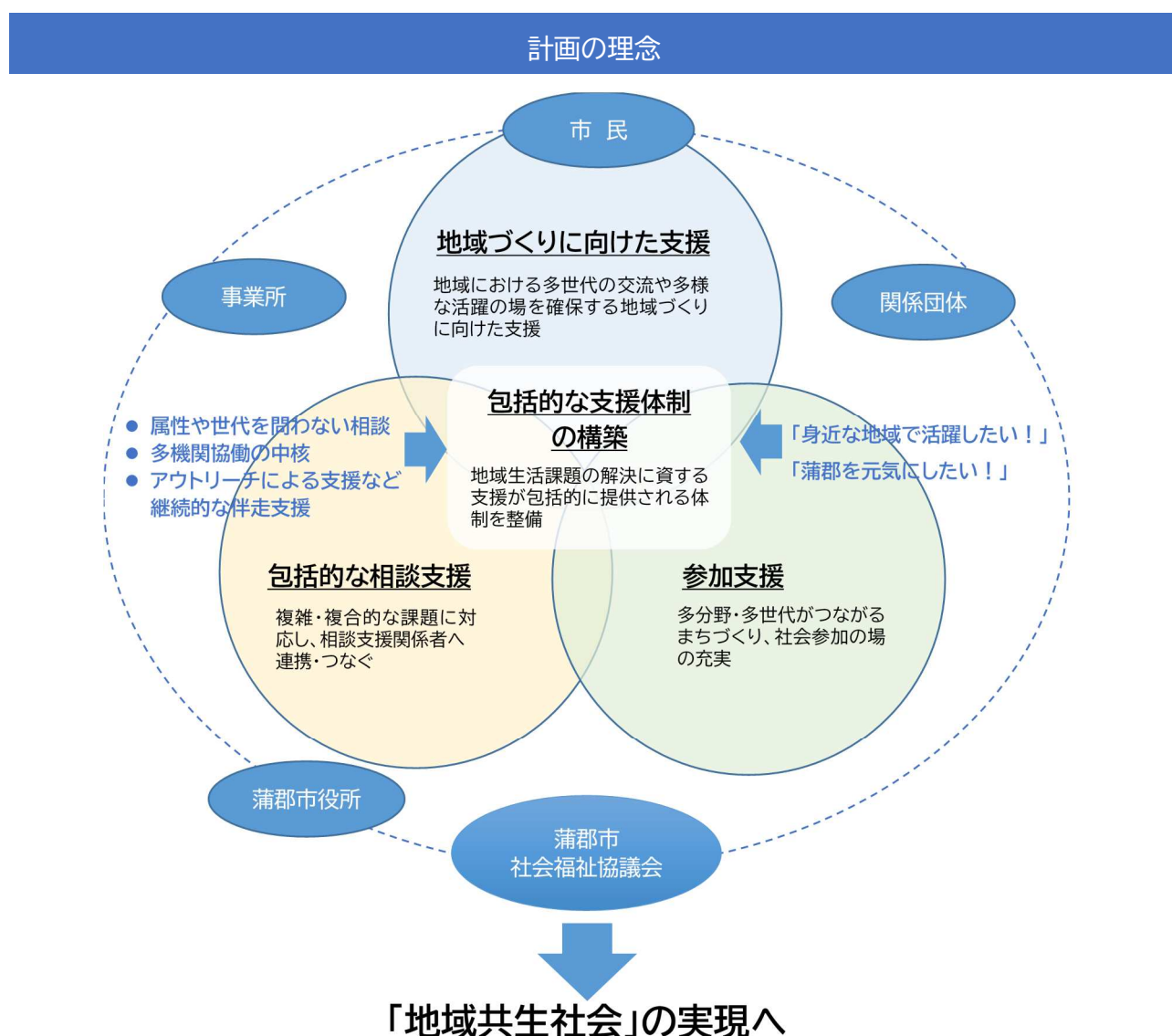
1 地域福祉計画の理念

「がまごおりの福祉は、みんなで支える、つくる！」

改正社会福祉法は、福祉において「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる、「地域共生社会」の実現を目指すものです。

そして本市は、第1期の地域福祉計画から、福祉に関わる市民の様々な悩みや困りごとに対して、国や誰かではなく、市民一人ひとりが様々なかたち(人・もの・お金)で支え、市民や福祉関係者、行政が連携・協働して、市の昔からの仕組みを見直したり、事業や活動を創り出すような、『互助・共助＝地域力』の力を高めることを目指してきました。

本市は、「がまごおりの福祉は、みんなで支える、つくる！」を本計画の理念として、市民、関係団体、事業所、行政の協働によって、様々な相談を受け止める「包括的な相談支援」体制の構築とともに、地域社会への多様な「参加支援」、そして、市民の積極的な交流や参加の促進、地域での居場所づくりなど「地域づくりに向けた支援」を一体化した、包括的な支援体制の構築を目指します。



2 計画の基本目標等

本計画の基本目標と目指すまちの姿、成果指標は、次のとおり設定します。

目標1 生活支援の要望をかなえる身近な基盤をつくる

本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、複雑・複合的な生活課題に対応してくれるような、支援を必要とする人にとって頼りになる相談窓口や課題解決のための基盤・仕組みの整備を図ることで、地域住民が困りごとを気軽に相談でき、支援につながるまちを目指します。

目指すまちの姿	地域住民が困りごとを気軽に相談でき、支援につながるまち	
成果指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
● あなたや家族に関する最も大きな悩みや困りごとについて「誰にも相談していない」という市民の割合	17.6%	15%以下
● あなたや家族に関する最も大きな悩みや困りごとについて「どこに相談するかわからなかった」という市民の割合	32.1%	16%以下

出典:蒲郡市地域福祉の推進に関するアンケート調査(令和元年度)

目標2 住民同士のまとまりと福祉活動の担い手をつくる

本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、住民同士のまとまりや助け合いの不足を補い、身近な地域で支援を必要とする人の把握や支え合いを促していくため、住民同士が出会い、参加する機会を生み出すような仕組みや居場所づくりを図ります。

また、本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、ひとり暮らし高齢者や認知症の方の見守り、健康づくりや介護予防の活動、防犯活動等、地域の課題を踏まえた福祉活動の担い手づくりを図るとともに、地域包括ケアを支える福祉人材等の育成・確保を図ることで、より多くの市民が積極的に福祉活動に参加するまちを目指します。

目指すまちの姿	より多くの市民が積極的に福祉活動に参加するまち	
成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
● 「地域活動へ参加している」という市民の割合	57.8%	65%以上
● 「ボランティア活動へ参加している」という市民の割合	33.1%	40%以上
● 「地域での支え合い・福祉活動」について「満足」「やや満足」という市民の割合	16.6% (平成30年度)	22%以上

出典:蒲郡市地域福祉の推進に関するアンケート調査(令和元年度)、市民意識調査(平成30年度)

目標3 災害時の支援体制を整える

本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、いつ起きるとも限らない災害に備えて、避難支援を必要とする方(介護、障がい)などへの支援体制の整備を図ります。また、発災後に災害ボランティアセンターが適切に立ち上り、被災者の支援が行える体制の構築を行うことで、災害時の避難を手助けしてくれる人が近くにいるまちを目指します。

目指すまちの姿	災害時の避難を手助けしてくれる人と場所があるまち
---------	--------------------------

成果指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
● 災害時に避難する際に、手助けをお願いできる人がいないの割合	24.6%	18%以下

出典:蒲郡市地域福祉の推進に関するアンケート調査(令和元年度)

目標4 配慮や支援を必要とする人への総合的な支援体制を整える

本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援の基盤づくりのほか、外国籍の人や外国籍ではないが日本語指導を必要とする方など、多様化する生活課題を踏まえた総合的な支援体制の整備を図ることで、配慮や支援の必要性の有無に関わらず、安心して暮らせる共生のまちを目指します。

目指すまちの姿	配慮や支援の必要性の有無に関わらず、安心して暮らせる共生のまち
---------	---------------------------------

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
● 「低所得者の自立支援」について「満足」「やや満足」という市民の割合	9.7%	20%以上
● 「国際化、外国人との交流・共生」について「満足」「やや満足」という市民の割合	6.8%	17%以上

出典:市民意識調査(平成30年度)

第5章 施策と具体的な取組

1 施策の体系

本計画は、4つの基本目標に、9つの施策、6つの重点事業(最重点事業を含む)で構成します。

目標1 生活支援の要望をかなえる身近な基盤をつくる

【最重点事業】

- (1) 様々な相談に対応する
- (2) 生活支援の基盤や仕組みを整える

① 包括的な相談支援体制の構築

目標2 住民同士のまとまりと福祉活動の担い手をつくる

【重点事業】

- (3) 交流の場や機会を提供する
- (4) 住民主体の交流の場を促進し、支援する
- (5) 福祉や地域活動への参加のきっかけや情報を提供し、サービスや活動の実施につなげる
- (6) 福祉人材等を養成する

② 生活支援体制整備事業

目標3 災害時の支援体制を整える

【重点事業】

- (7) 災害に向けた不安を取り除く取組を市全域で実施する

③ 避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の策定

④ 福祉避難所開設に向けた準備・訓練事業

⑤ 災害ボランティアセンターの強化

目標4 配慮や支援を必要とする人への総合的な支援体制を整える

【重点事業】

- (8) 経済的に困窮している人の自立を支援する
- (9) 制度の狭間問題に対応する

⑥ 就労準備支援事業の開設

2 施策・事業の展開

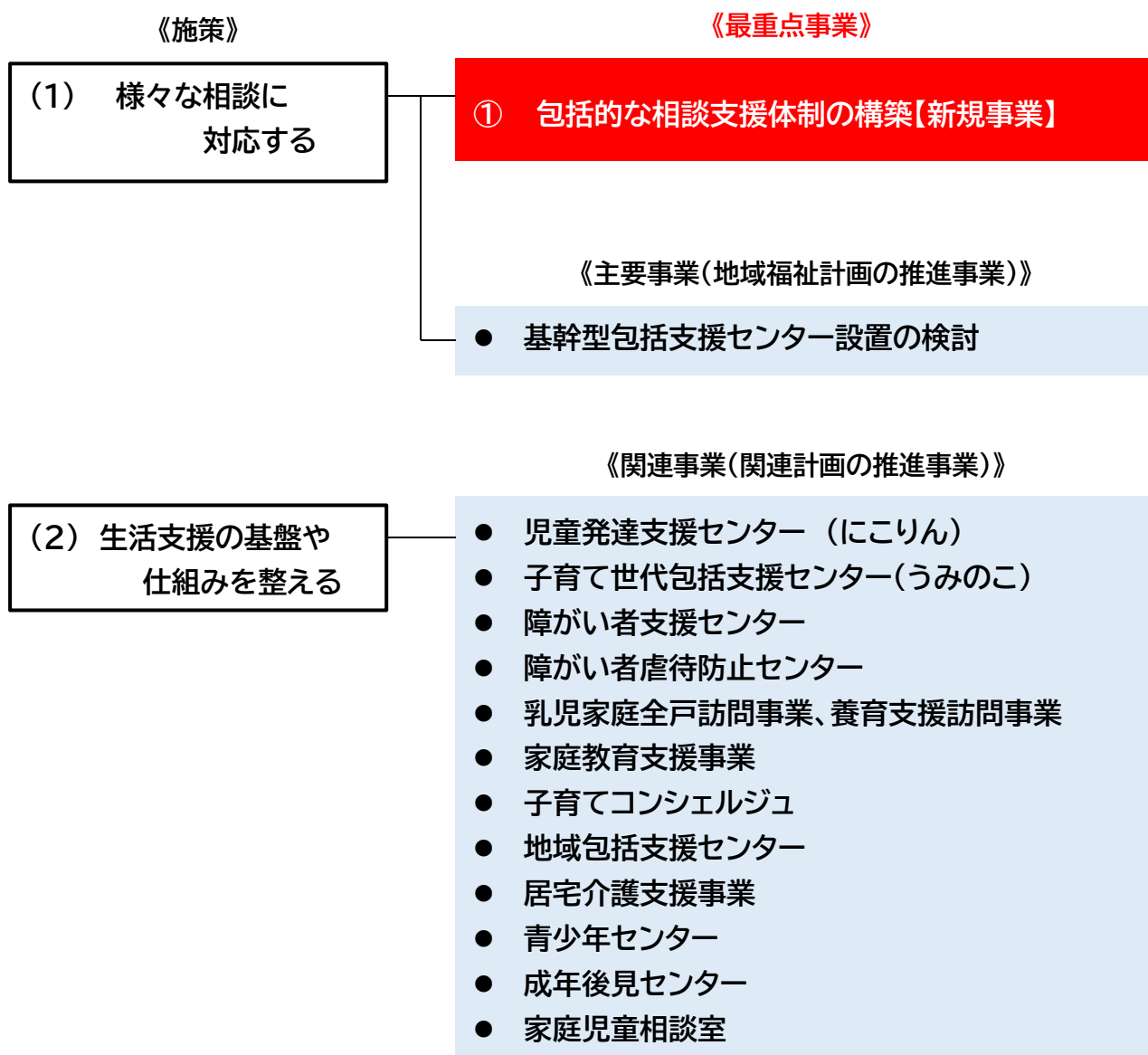
本計画は、4つの基本目標別の重点事業(最重要重点事業を含む)とともに、9つの施策ごとに関連事業の目標を設定します。

目標 1 生活支援の要望をかなえる身近な基盤をつくる

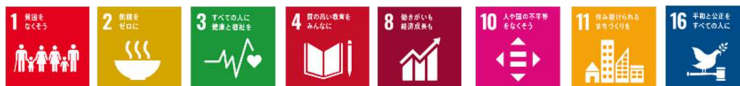
目指すまちの姿	地域住民が困りごとを気軽に相談でき、支援につながるまち
---------	-----------------------------

本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向けて、既存の相談事業が分野を超えて連携するとともに、ワンストップの総合相談窓口の立ち上げや既存の相談事業を後方支援するチームを立ち上げることで、生活上の様々な相談に包括的に対応していきます。

また、本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、課題に応じた生活支援の基盤や仕組みを整えることで、市民の生活支援の要望をかなえる身近な基盤づくりを図ります。



(1) 様々な相談に対応する

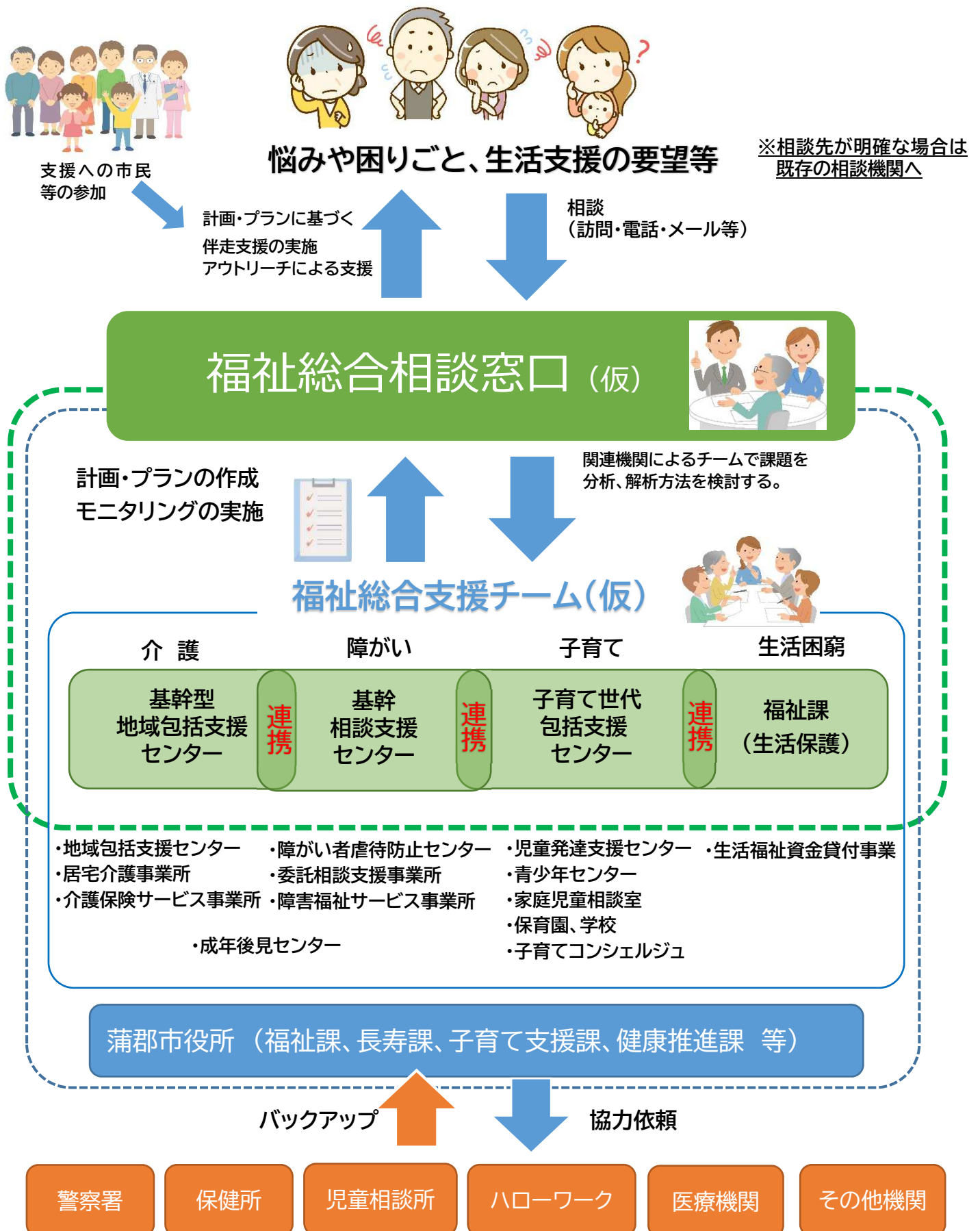


本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、本計画の最重点事業である、包括的な相談支援体制の構築と次の主要事業により、悩みや困りごとがある時に『誰にも相談していない』、『どこに相談するかわからなかった』という方の減少を目指します。

【最重点事業の実施プログラム】

①		[蒲郡市社会福祉協議会 長寿課、福祉課、 子育て支援課、健康推進課]				
包括的な相談支援体制の構築【新規事業】						
事業目標	本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、市内の個人や世帯で複合的な課題が重なり、単独の事業所やそこで働く専門職だけでは解決が困難な事例について、異なる分野の関係機関の横断的な連携により、総合的に判断し解決を図っていけるような“福祉総合支援チーム(仮)”をつくり、協力して支援を行える体制を整備します。					
	また、本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、住民からの相談・受付を行う“福祉総合相談窓口(仮)”を設置するだけでなく、“福祉総合支援チーム(仮)”がサポートする支援体制を構築し、包括的な相談支援体制の構築を図ります。					
指標	評価指標	現状値(令和元年度)			目標値(令和5年度)	
	福祉総合支援チーム(仮)の立上げ 福祉総合相談窓口(仮)の立上げ	－			立ち上げ	
実施 プログラム	取組	令和3	4	5	6	7年度
	先進市の視察	実施				
	立上げのワーキング会の開催	令和3年度から 開催				
	福祉総合支援チーム(仮)の設置		設置			
	福祉総合相談窓口(仮)の開設		開設			
	重層的支援体制が整備されているか 計画のモニタリングで確認			実施状況を各年度 モニタリングで確認		

本市の包括的な相談支援体制のイメージ



次の主要事業は、重点事業と連携を図りつつ、包括的相談支援体制の構築を図ります。

	基幹型包括支援センター設置の検討	【蒲郡市社会福祉協議会 長寿課】
事業目標	本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、高齢化の進展に伴い、地域包括ケアシステム構築の拠点としての役割を担っている地域包括支援センターの機能をさらに強化するため、センター間の総合調整、権利擁護業務、認知症支援、地域ケア会議、高齢者虐待防止センター機能等、当該分野での他のセンター業務を後方支援できるような、基幹的な機能を持つセンターの検討を行います。	

(2) 生活支援の基盤や仕組みを整える



次の関連事業は、重層的支援体制の構築を図りつつ、市民の生活支援の要望をかなえるべく、個別の計画に基づいて生活支援の基盤や仕組みを整えます。

【関連事業(個別計画の推進事業)】

- 児童発達支援センター(にこりん)【障害児等福祉計画】
- 子育て世代包括支援センター(うみのこ)【子ども・子育て支援事業計画】
- 障がい者支援センター事業【障害者計画・障害福祉計画】
- 障がい者虐待防止センター【障害者計画・障害福祉計画】
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業【子ども・子育て支援事業計画】
- 家庭教育支援事業【子ども・子育て支援事業計画】
- 子育てコンシェルジュ【子ども・子育て支援事業計画】
- 地域包括支援センター事業【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】
- 居宅介護支援事業【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】
- 成年後見センター【障害者計画・障害福祉計画】

目標2 住民同士のまとまりと福祉活動の担い手をつくる

目指すまちの姿 より多くの市民が積極的に福祉活動に参加するまち

本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向けて、住民同士のまとまりと支え合いを促進するため、交流の場や機会の提供を図るとともに、生活支援体制整備事業の全市域での展開等を通じて、住民主体の交流の場づくりを促進し、その支援を図ります。

また、本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、子どもから高齢者まで年代を問わず、福祉や地域活動への参加のきっかけづくりや活動に関する情報提供の充実を図るとともに、ボランティアの機能強化を図るなど、福祉活動の担い手となり、地域包括ケアを担う人材等の養成を進めます。

《施策》

《重点事業》

(3)～(4)の施策

② 生活支援体制整備事業

《主要事業(地域福祉計画の推進事業)》

(3) 交流の場や機会を提供する

- 各種サロン、地域住民の集まりの拡大、周知
- 保育園・学校又は近隣住民との合同避難訓練
- 生きがいセンター運営事業

(4) 住民主体の交流の場を促進し、支援する

- 市民活動の支援・育成

(5) 福祉や地域活動への参加のきっかけや情報を提供し、サービスや活動の実施につなげる

- ボランティア体験・職場体験・実習生の受け入れ

(6) 福祉人材等を養成する

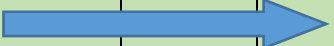
- ボランティアセンター強化事業
- 【再掲】ボランティア体験・職場体験・実習生の受け

《関連事業(関連計画の推進事業)》

(3)～(6)の施策

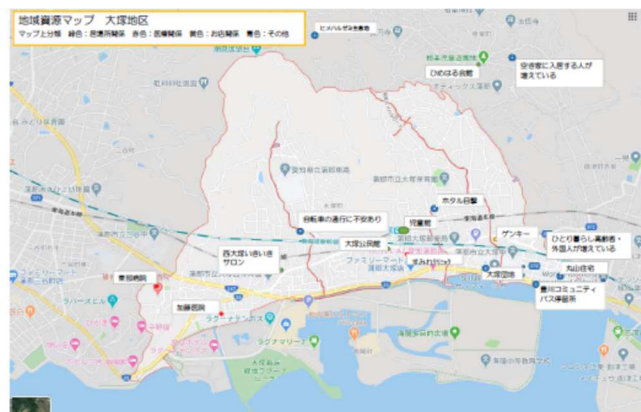
- 公民館主催地域交流事業【生涯学習推進計画】
- 老人クラブ育成事業【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】
- 地区敬老行事助成事業【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】
- 介護予防サポーター養成・活動支援事業【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】

【重点事業の実施プログラム】

②	生活支援体制整備事業 〔蒲郡市社会福祉協議会 長寿課〕					
事業目標	蒲郡市社会福祉協議会は、地域における支え合いの体制づくりの推進役として、生活支援コーディネーターの配置を継続するほか、地域住民等で構成する「地域支え合い座談会（協議体）」を運営しつつ、高齢者や障がい者などの地域住民や地域の事業所等とも協力しながら、支え合いの地域づくりを推進します。 また、蒲郡市社会福祉協議会は、特に「地域支え合い座談会」の話し合いを通じて、地域での新たな活動の創出について取り組み、住民同士の支え合い活動の拡大・拡充を図ります。 本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、生活支援体制整備事業全般において、新たな感染症に備えた上で会議等の形態の見直しとともに、部分的にオンライン機能を取り入れるなど、新たな形をつくっていきます。					
指標	評価指標	現状値(令和元年度)		目標値(令和7年度)		
	支え合いの地域づくりに対する認知度	30.9%		35.0%		
	地域での新たな活動の創出	0 か所		11か所		
	部分的なオンラインによる会議の実施	令和2年度説明会を実施		令和3年度より月1回程度		
実施プログラム	取組	令和3	4	5	6	7年度
	生活支援コーディネーターを配置	配置の継続				
	地域支え合い座談会(協議体)の運営	地域での新たな活動の創出に向け運営		地域での新たな活動の展開に向け運営		
	オンライン会議の実施	1回/月実施	実施回数見直し			
	地域での新たな活動の創出					



地域支え合い座談会の様子



地域支え合い座談会での話し合いの結果を
まとめた地域資源マップ

(3) 交流の場や機会を提供する



次の事業は、住民同士の交流の場づくりや機会の提供を図ります。

【主要事業の目標】

次の主要事業は、重点事業と連携を図りつつ、住民同士のまとまりと福祉活動の担い手づくりに向けて、推進を図ります。

	各種サロン、地域住民の集まりの拡大、周知	〔長寿課、子育て支援課 生涯学習課、健康推進課〕
事業目標	・本市は、高齢者が歩いて集える地区集会所や公民館等の身近な場所で、運動や交流活動を広げ、介護予防、認知症予防に取り組む高齢者の増加に努めます。また、地域包括支援センターや蒲郡市社会福祉協議会と連携し、活動内容をまとめた「いこいの場マップ」を毎年更新し、新規グループの創出、啓発に努めます。 ・本市は、ファミリー・サポート・センター事業で子育て援助を行いたい人と子育ての手伝いを受けたい人を組織化し、地域における子育てに関する支援の円滑な実施を図ります。	

いこいの場ガイドブック



生涯学習ガイドブック



ファミリー・サポート・センター『タスカル通信』



	保育園・学校又は近隣住民との合同避難訓練	〔子育て支援課、福祉課 長寿課、学校教育課〕
事業目標	本市は、災害時に助け合って避難できる仕組みづくりを図るとともに、保育園や小・中学校、近隣の福祉施設等との合同による避難訓練の機会を創出します。	

	生きがいセンター運営事業	〔長寿課〕
事業目標	本市は、生きがいづくりの場の提供及び精神障がい者等の社会復帰の支援、不登校の支援を行うとともに、地域交流の場となるイベントを実施します。	

(4) 住民主体の交流の場を促進し、支援する



次の主要事業は、住民主体の交流の場づくりを促進し、その活動を支援します。

	市民活動の支援・育成	[協働まちづくり課]
事業目標	本市は、地域コミュニティ、市民団体が継続的かつ活発な活動を行えるよう、人材の育成及び他団体との交流を推進します。	



がまごおり市民まちづくりセンター
情報誌「がまっち」

(5) 福祉や地域活動への参加のきっかけや情報を提供し、サービスや活動の実施につなげる



次の主要事業は、重点事業とともに、福祉体験や地域活動のきっかけ等を提供するほか、ニーズと既存の活動やサービスのマッチング機能の強化を図ります。

	ボランティア体験・職場体験・実習生の受け入れ	[蒲郡市社会福祉協議会 子育て支援課・福祉課]
事業目標	本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、将来の福祉の担い手の育成を図るために、ボランティア体験・職場体験・実習生を受け入れていきます。 本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、小・中学生を対象とした福祉実践教室、中学生の職場体験や就活生のインターン受け入れを通して福祉の現場を体験してもらい、将来の福祉の担い手の育成を図ります。	

(6) 福祉人材等を養成する



次の主要事業は、重点事業とともに、地域共生社会を担う福祉人材等の養成を図ります。

	ボランティアセンター強化事業	[蒲郡市社会福祉協議会 福祉課]
事業目標	本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、現在活動中のボランティア団体への支援と新たな人材を養成する研修を継続します。 また、本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、これからの高齢化社会、地域共生社会のニーズに合ったボランティアの担い手を養成していくため、養成講座等を企画、実施し、新たなボランティア活動団体の立ち上げを促進します。	
	【再掲】 ボランティア体験・職場体験・実習生の受け入れ	[蒲郡市社会福祉協議会 子育て支援課・福祉課]

【関連事業(個別計画の推進事業)】

次の関連事業は、重点事業や関連事業と連携を図りつつ、住民同士のまとまりと福祉活動の担い手づくりに向けて、各個別計画に基づいて推進を図ります。

- 公民館主催地域交流事業【生涯学習推進計画】
- 老人クラブ育成事業【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】
- 地区敬老行事助成事業【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】
- 介護予防サポーター養成・活動支援事業【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】

目標3 災害時の支援体制を整える

目指すまちの姿

災害時の避難を手助けしてくれる人と場所があるまち

本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、いつ起きるとも限らない災害に備えて、避難支援を必要とする方(介護、障がい)などへの支援体制及び、実際に避難することのできる福祉避難所の準備、訓練を行います。また発災時に、適切に災害ボランティアセンターが立ち上がり、被災者の支援が行えるように体制整備を行います。

《施策》

(7) 災害に向けた不安を取り除く取組を市全域で実施する

《重点事業》

③ 避難行動要支援者名簿及び
個別支援計画の作成

④ 福祉避難所の課題整理及び開設・訓練事業

⑤ 災害ボランティアセンター強化事業

(7) 災害に向けた不安を取り除く取組を市全域で実施する



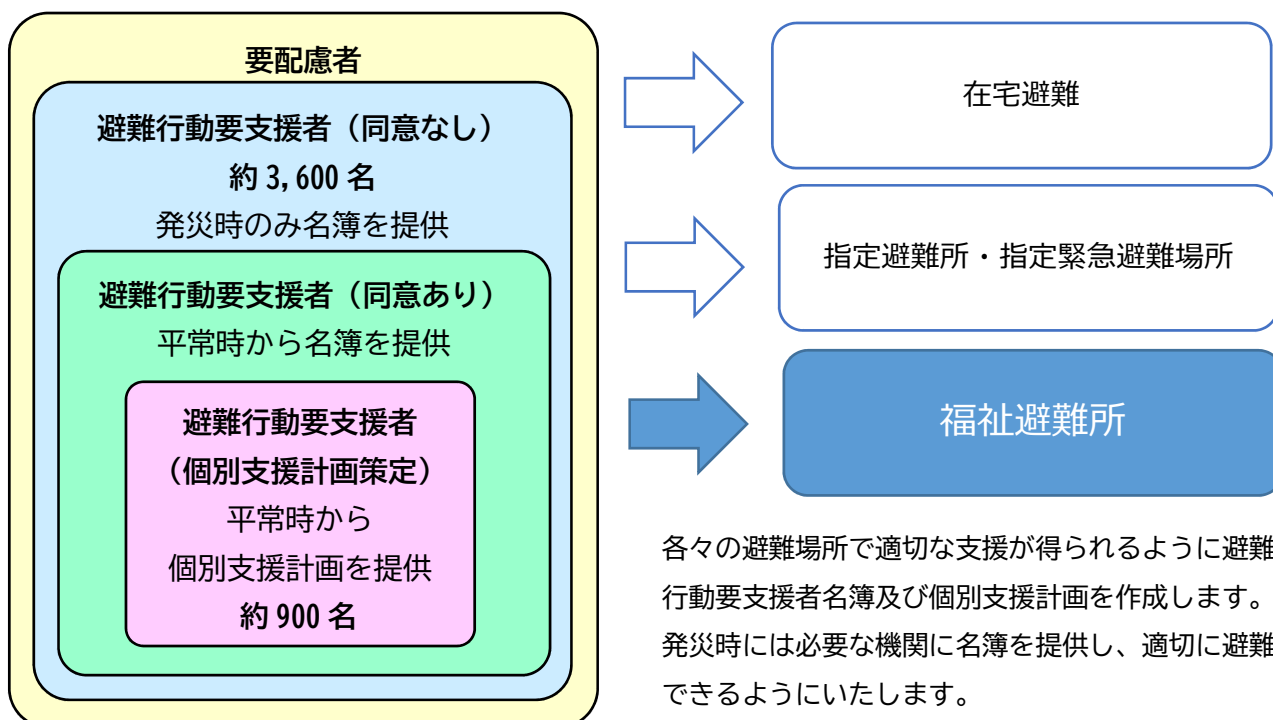
本施策では、次の3つの重点事業を設定し、支援が必要な方々の不安解消を図ります。

【重点事業の実施プログラム】

③	避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の策定					[危機管理課・福祉課・長寿課]
事業目標	本市は、要介護認定を受けた高齢者や障がい者が災害時に地域社会の中で円滑な支援を受けられるよう、避難行動要支援者の名簿を作成し、普段からの見守りや支援が必要な方の情報提供を行います。 また、個別支援計画を作成する中で、福祉避難所への避難が必要な方については、福祉避難所連絡会を通じて、福祉避難所に対象者の情報提供を行い、あらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族が適切に避難できるよう支援します。					
指標	評価指標	現状値(令和元年度)			目標値(令和7年度)	
	同居家族に支援が必要な方がいる世帯において、災害時の避難する際に『手助けをお願いできる人がいない』の割合の減少	アンケート結果 26.9%			アンケート結果 16.0%	
実施プログラム	取組	令和3	4	5	6	7年度
	避難行動要支援者名簿対象者の決定	済			アンケート実施	アンケートによる見直し
	避難行動要支援者名簿提供者の決定					
	個別支援計画と福祉避難所開設訓練との連携	実施予定	福祉避難所開設訓練で個別支援計画に基づき避難実施。			
	避難行動要支援者の避難場所特定		避難行動要支援者名簿及び個別支援計画策定者の避難場所を特定していく			

※福祉避難所開設訓練については毎年各事業所での実施を行うが新たな感染予防も含め、当事者参加型での福祉避難所開設訓練が困難なため、令和3年度は実施予定とする。

避難行動要支援者の避難場所特定



④	福祉避難所の課題整理及び開設・訓練事業						〔危機管理課、福祉課 長寿課、健康推進課〕	
事業目標	本市は、福祉避難所の体制等について、新たな感染症等も踏まえ課題整理を行うとともに、避難行動要支援者名簿と個別支援計画をもとに、福祉避難所ごとにあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族が避難できるように、開設訓練を実施します。 また、発災時の一部の避難所が設備面で使用できない場合も含め、運用可能な福祉避難所がすぐに開設できるように人材の育成を図っていきます。							
指標	評価指標	現状値 (令和元年度)			目標値 (令和7年度)			
	協定施設と連携した開設訓練の実施	2か所			市内全福祉避難所 23 か所 (令和2年11 月時点)			
実施 プログラム	取組	令和3	4	5	6	7年度		
	市内全福祉避難所での開設訓練の実施	・先進自治体等の情報収集、課題整理 ・福祉避難所開設訓練見学会	・課題整理を踏まえた福祉避難所開設・訓練を随時実施。 ・想定災害や避難所開設職員を変更し実施。 ・他施設の職員と合同で開設訓練を実施。					
	新たな福祉避難所との協定締結	受入対応可能な事業所と福祉避難所の協定を締結する						

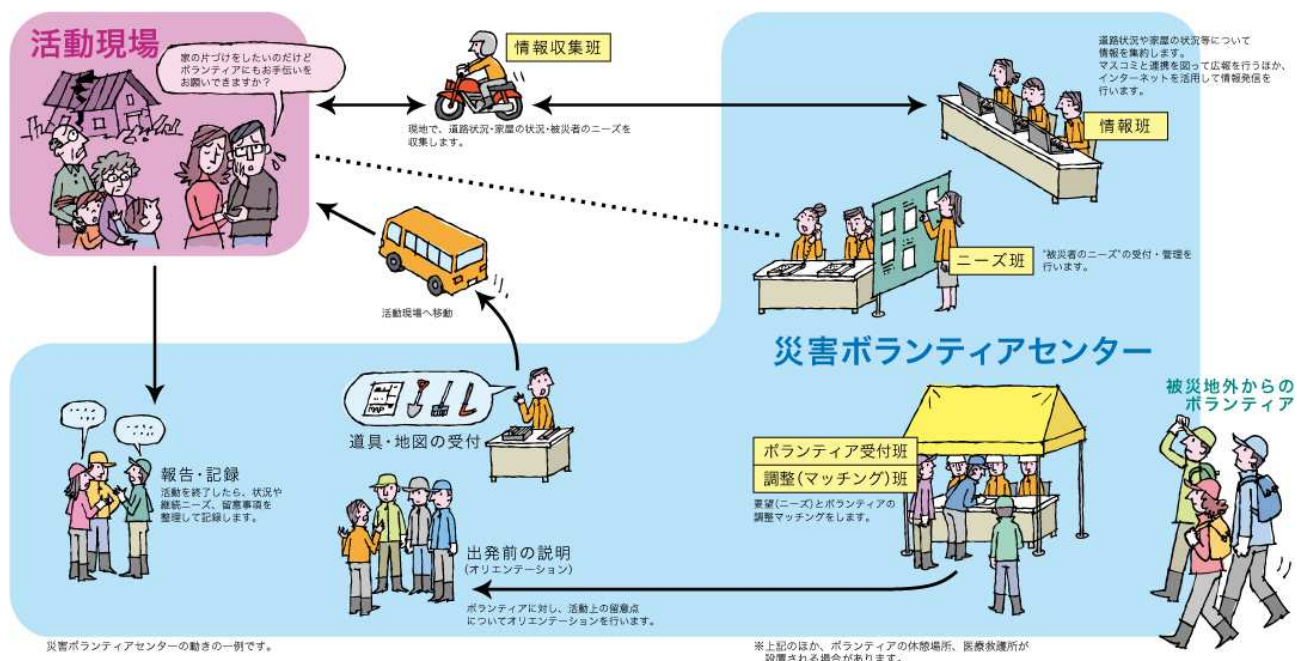
↓ 令和元年 くすの木福祉事業会 福祉避難所開設訓練の様子



令和元年 生きがいセンターでの →
社会福祉法人はばたきとシルバー人材センターとの
合同福祉避難所開設訓練の様子



⑤ 災害ボランティアセンター強化事業 【新規事業】		〔蒲郡市社会福祉協議会 危機管理課、協働まちづくり課〕					
事業目標	本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの開設及び運営について、他市町村社協職員等講師による研修を実施し、職員の資質向上を図ります。また、全国から訪れるボランティアの受入れを可能にするための訓練を実施します。また災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備を行います。						
指標	評価指標	現状値 (令和元年度)			目標値 (令和7年度)		
	災害ボランティアセンター開設運営訓練 市民総ぐるみ防災訓練参画	蒲郡市社会福祉協議会 管理職及び担当職員の 受講終了			蒲郡市社会福祉協議会 常勤職員全ての受講を 修了する		
実施 プログラム	取組	令和3	4	5	6	7年度	
	災害ボランティアセンター運営マニュアル整備と見直し	令和3年度中に整備し、毎年度見直しを行う					
	災害ボランティアセンターに必要な 資機材の確保	毎年度点検を行い、必要な資機材を備えていく					
	被災地への職員派遣	被災地の受入体制を考慮し派遣実施 感染症予防を講じた上での派遣実施					



内閣府ホームページ『特集災害ボランティアセンター』より抜粋

目標4 配慮や支援を必要とする人への総合的な支援体制を整える

目指すまちの姿

配慮や支援の必要性の有無に関わらず、安心して暮らせる共生のまち

本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向けて、経済的に困窮している人の自立を支援するため、就労準備支援事業の新たな立ち上げなど、各種制度や事業を推進します。

また、本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、外国人や日本語指導を必要とする人の増加傾向を踏まえつつ、住民同士の円滑なコミュニケーションを促進するための事業を実施するなど、様々な配慮や支援を必要とする人への総合的な支援体制を整えていきます。

《施策》

(8) 経済的に困窮している人の自立を支援する

《重点事業》

⑥ 就労準備支援事業【新規事業】

《主要事業》

- 自立相談支援事業
- 一時生活支援事業
- 子供の学習支援事業
- 家計改善支援事業【新規事業】
- 住居確保給付金事業
- 小額資金貸付事業
- 生活福祉資金貸付事業

(9) 制度の狭間問題に対応する

《主要事業》

- 外国人相談窓口事業【新規事業】
- 多文化共生事業

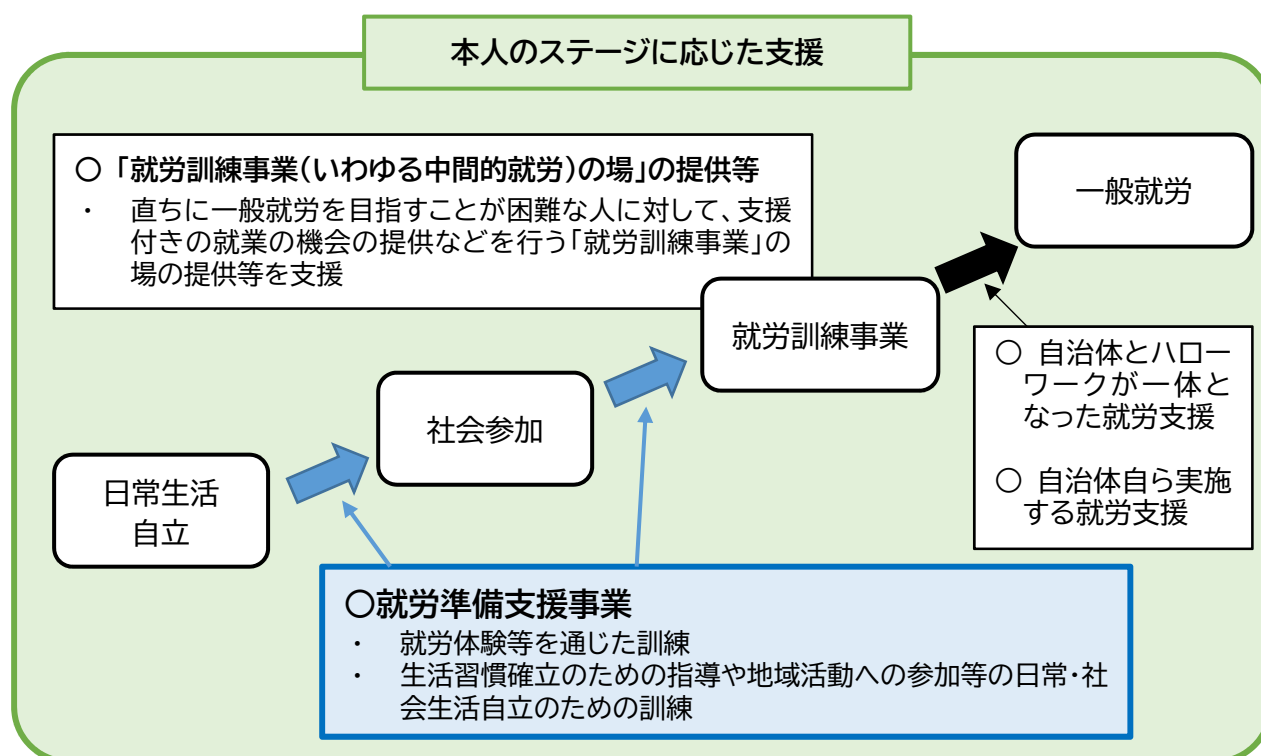
(8) 経済的に困窮している人の自立を支援する



本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、生活困窮者の経済的な支援やひとり親家庭等の学習支援を通じて、自立支援の基盤づくりを促進します

【重点事業の実施プログラム】

⑥	就労準備支援事業 [蒲郡市社会福祉協議会・福祉課]					
事業目標	生活困窮者が抱える課題は様々で、それぞれが目指す自立の在り方も異なりますが、就労が可能な人については、可能な限り就労による自立を目指すことが重要であることから、本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、生活困窮者を就労につなげるために、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行う事業を立ち上げます。					
指標	評価指標	現状値(令和元年度)		目標値(令和3年度)		
	就労準備支援事業の実施有無	—		実施済		
	就労につながった人数	0人		5人		
実施プログラム	取組	令和3	4	5	6	7年度
	就労準備支援事業の立ち上げ	立ち上げ 運営開始				
	就労人数の目標件数の見直し	5人	目標 再設定			



【主要事業の目標】

	自立相談支援事業 [福祉課]
事業目標	本市は、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
	一時生活支援事業 [福祉課]
事業目標	本市は、住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事及びその他日常生活を営むのに必要な物資の提供をすることにより、安定した生活を営めるような支援を行います。
	子どもの学習支援事業 [福祉課、子育て支援課]
事業目標	本市は、経済的に困窮している家庭やひとり親家庭の子どものために、無料の学習支援を行います。現状は2か所で実施していますが、令和6年には3か所での実施を目指します。
	家計改善支援事業【新規事業】 [福祉課]
事業目標	本市は、家計状況の「見える化」を行うとともに、根本的な課題を把握し相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。
	住居確保給付金事業 [福祉課]
事業目標	本市は、離職等の理由から経済的に困窮し、住宅を喪失している又はそのおそれのある方を対象として、一定期間住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
	小額資金貸付事業 [蒲郡市社会福祉協議会 福祉課]
事業目標	本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、低所得者に対して、少額貸し付けを実施し、経済的な支援を図ります。
	生活福祉資金貸付事業 [蒲郡市社会福祉協議会]
事業目標	本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、低所得世帯等に対して、低利息又は無利子での資金貸付と民生委員による必要な援助、指導を行います。

(9) 制度の狭間問題に対応する



本市及び蒲郡市社会福祉協議会は、本市に暮らす外国人に対して、福祉の制度の狭間で支援が受けられない状況を防ぐため、相談窓口の設置や各種教室の開催等を通じて、多文化共生の推進と外国人の支援を図ります。

【主要事業の目標】

	外国人相談窓口事業【新規事業】	〔市民課、協働まちづくり課〕
事業目標	本市は、外国人市民に対して在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教育などの生活に関する適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語で情報提供及び相談を行うことができる外国人相談窓口を設置し、生活支援を行います。	
	多文化共生事業	〔協働まちづくり課〕
事業目標	本市は、お互いの文化を理解し、円滑なコミュニケーションが行われるように、日本語のほか、日本のルールや制度を学習する機会、多言語での情報を幅広く提供し、外国人市民が日本人と同様に住民サービスを利用できるように努めます。 また、多文化共生意識を高めるため、語学講座や多文化共生講座を実施します。 さらに、外国人市民の力をいかすため、地域や企業への働きかけを推進します。	
	【再掲】 包括的な相談支援体制の構築【新規事業】	〔蒲郡市社会福祉協議会 長寿課、福祉課、 子育て支援課、健康推進課〕

第6章 計画の推進

1 計画の周知

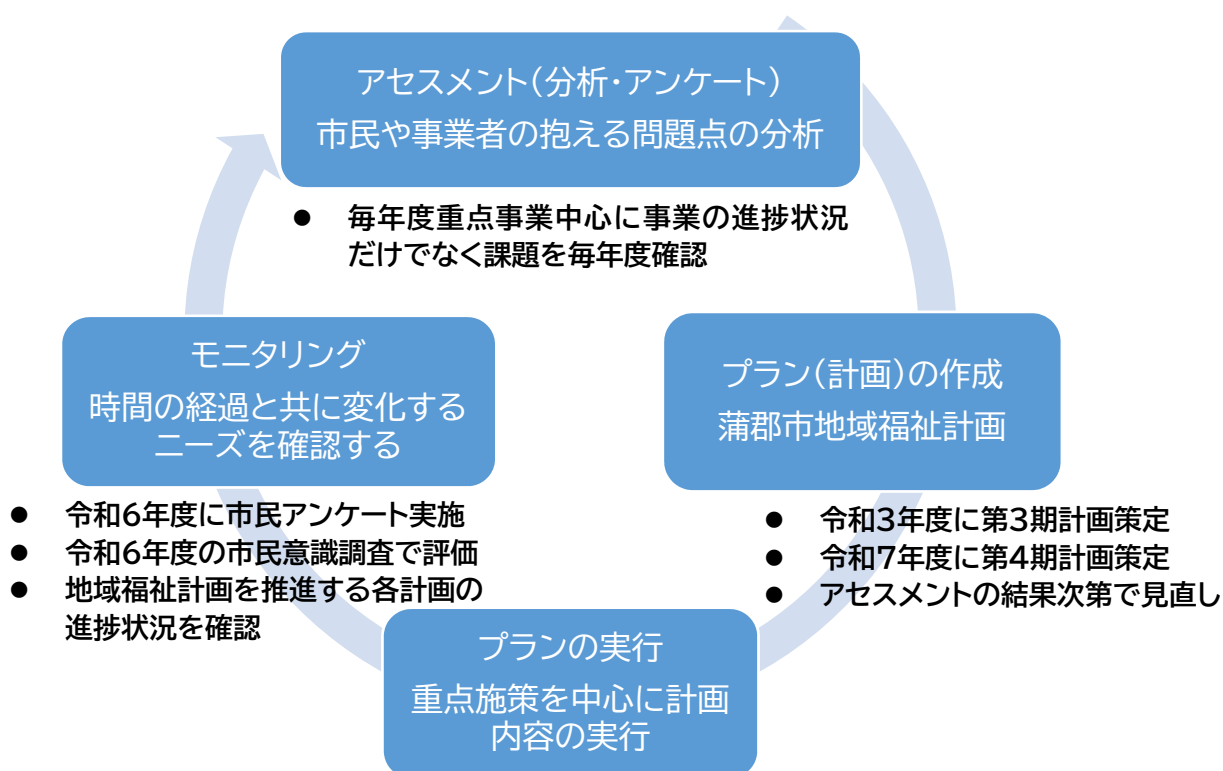
本計画は、概要版を作成し、本編とともに市のホームページ等で公表します。

また、福祉総合窓口等の重点施策については、記者リリースや媒体訪問によるメディア広告を通じて市民に告知します。

2 計画の評価

本計画では、ケアマネジメントの方法で計画の進行をチェックし、重点事業ごとの担当者的会議をもとに年に1回モニタリングを行っていきます。

ケアマネジメント手法での計画進行チェックの方法



資料

資料－1 計画策定の経過

年度	年月日	調査・会議等
令和 元年度	令和元年 11 月 14 日	蒲郡市地域福祉計画策定委員会及び幹事会 【議事】 ・第3期蒲郡市地域福祉計画の策定について ・地域福祉計画に関するアンケート調査票(案)について
	令和元年 12 月 6 日～ 12 月 27 日	蒲郡市地域福祉計画に関するアンケート調査
	令和元年 12 月 25 日	蒲郡市地域福祉計画 行動計画関係者連絡会議 【議事】 ・計画の位置づけ ・第3期蒲郡市地域福祉計画の策定工程 ・グループインタビューの対象者について
	令和2年2月3日、2月6日	蒲郡市地域福祉計画関係団体等インタビュー調査
令和 2年度	令和2年7月9日	蒲郡市地域福祉計画臨時策定委員会及び幹事会 【議事】 ・第2期地域福祉計画の評価について ・第3期地域福祉計画の課題整理 ・今後の策定委員会及び幹事会について
	令和2年 10 月 28 日	蒲郡市地域福祉計画策定委員会及び幹事会 【議事】 ・蒲郡市地域福祉計画の骨子案について ・重点施策について
	令和2年 12 月 17 日	蒲郡市地域福祉計画策定委員会及び幹事会(※WEB会議システムによる会議) 【議事】 ・第3期蒲郡市地域福祉計画素案について
	令和3年3月15日	蒲郡市地域福祉計画策定委員会及び幹事会(※書面による会議) 【議事】 ・第2期蒲郡市地域福祉計画案について
	令和3年4月8日～ 令和3年5月7日	パブリックコメント

資料－２ 策定委員会及び幹事会の設置要綱

蒲郡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき蒲郡市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、蒲郡市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画案の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項。

（組織）

第3条 委員会は、別表1に掲げる者で組織し、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、次条に規定する会長が、第2条の規定に基づく、事務を完了した日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、会長が召集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（策定アドバイザー）

第7条 委員会に、策定アドバイザーを置くことができる。

2 策定アドバイザーは、学識経験のある者のうちから委員長が委嘱する。

（幹事会）

第8条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、委員会の中に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会から付託された事項について調査、研究し、その成果を委員会に報告するものとする。

3 幹事会の委員は、別表2に掲げる者で組織し、市長が委嘱する。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、市民福祉部福祉課に置く。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定

める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

別表1(第3条関係)

区分	団体名 及び 役職等
識見を有する者	蒲郡市民生委員児童委員協議会代表者
社会福祉団体の代表者	蒲郡市老人クラブ連合会会長
	蒲郡市身体障害者福祉協会会長
	蒲郡市手をつなぐ育成会会長
	蒲郡精神障害者地域家族会会長
	蒲郡市子育て支援ネットワーク協議会会長
社会福祉事業者	社会福祉法人 蒲郡市社会福祉協議会会長
	社会福祉法人 不二福祉事業会理事長
	社会福祉法人 くすの木福祉事業会理事長
その他市長が必要と認める者	東三河福祉相談センター代表者
	蒲郡市総代連合会会長
	蒲郡市自主防災会会長
	蒲郡市小中学校長会会長
	蒲郡市保育園父母の会連絡協議会会長
	蒲郡市ボランティア連絡協議会会長

別表2(第8条関係)

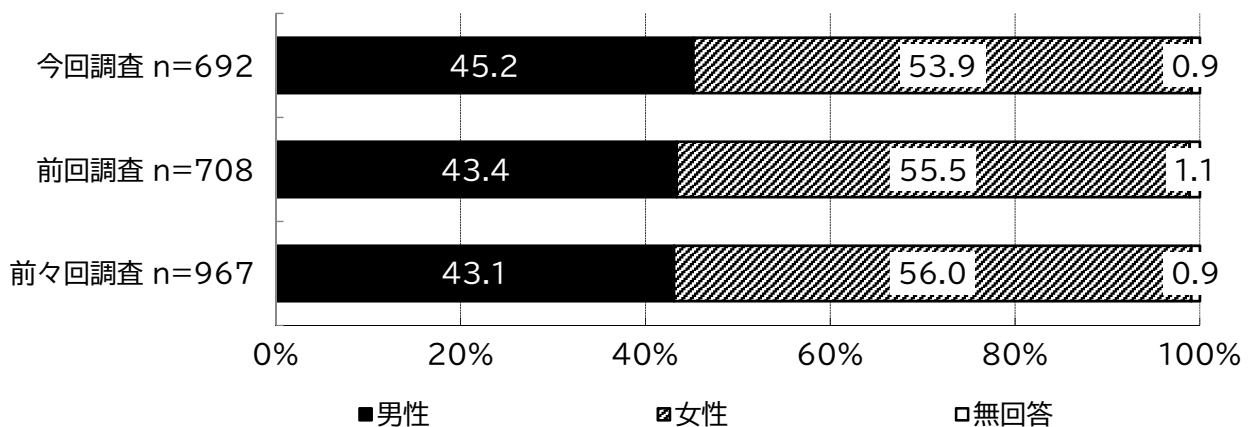
区 分	団体名 及び 役職等
市長が必要と 認める者	市民福祉部長
	市民福祉部 長寿課長
	市民福祉部 子育て支援課長
	市民福祉部 健康推進課長
	企画部 企画政策課長
	企画部 協働まちづくり課長
	総務部 交通防犯課長
	総務部 防災課長
	蒲郡市教育委員会事務局 学校教育課長
	蒲郡市教育委員会事務局 生涯学習課長
	蒲郡市教育委員会事務局 スポーツ推進課長
	蒲郡市消防署長
	蒲郡市青少年センター所長
	蒲郡市社会福祉協議会事務局長
	蒲郡市障がい者支援センター長
	蒲郡市地域包括支援センター連絡協議会代表者

資料－３ 市民アンケート調査 回答者の属性

● 性別[1つに○]

- 全体では「女性」が 53.9%、「男性」が 45.2%となっています。
- 前回調査(平成 26 年 12 月)、前々回調査(平成 21 年 10 月)と同程度です。
- 令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口では、男女比が「男性」49.5%、「女性」50.5%となっており、本調査の回答者は、本市の男女比と大きな差は見られません。
- 年齢別では、10・20 歳代や 30・40 歳代は「女性」の割合が高くなっています。
- 職業別では、就業者は男女比がおおむね同程度です。
- 世帯構成別では、二世帯世帯(親子のみ)や三世帯世帯(親・子・孫)は「女性」の割合が高くなっています。

【全体】



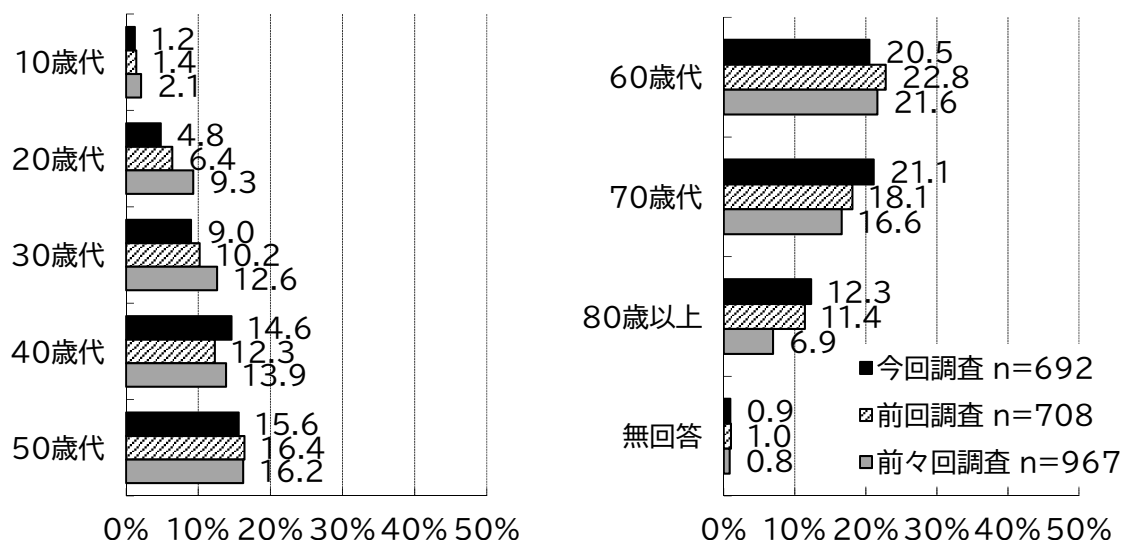
【年齢別等】

		n=	男性	女性	無回答
全体		692	45.2%	53.9%	0.9%
問 2 年齢	10・20 歳代	41	31.7%	68.3%	0.0%
	30・40 歳代	163	40.5%	59.5%	0.0%
	50・60 歳代	250	49.2%	50.8%	0.0%
	70 歳代以上	232	47.8%	51.8%	0.4%
問 3 職業	就業者	372	51.3%	48.7%	0.0%
	家事専業	86	0.0%	100.0%	0.0%
	無職	176	56.8%	42.6%	0.6%
	学生・その他	49	40.8%	59.2%	0.0%
問 4 世帯構成	ひとり暮らし	60	48.3%	51.7%	0.0%
	夫婦のみ	176	55.6%	43.8%	0.6%
	二世帯世帯(親子のみ)	300	43.0%	57.0%	0.0%
	三世帯世帯(親・子・孫)	115	38.3%	61.7%	0.0%
	その他	29	37.9%	62.1%	0.0%

● 年齢[1つに○]

- 全体では、「70 歳代」が 21.1%、「60 歳代」が 20.5%とこれらが上位2つで、次いで「50 歳代」が 15.6%と続いています。
- 「60 歳代」以上が 53.9%となっており、前回調査(52.3%)と同程度です。
- 令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口では、「60 歳代」以上が 42.8%であり、本調査の回答者は、本市の人口構成よりも「60 歳代」や「70 歳代」の割合が高くなっています。
- 性別では、男性は「70 歳代以上」が 35.5%、女性は同割合が 32.2%です。
- 世帯構成別では、ひとり暮らしは「70 歳代以上」が 41.7%、夫婦のみは同割合が 47.1%です。
- 中学校区では、中部は「70 歳代以上」が 37.2%と比較的高く、大塚は同割合が 29.1%と比較的低くなっています。
- 定住年数別では、10 年未満は「30・40 歳代」が 59.9%です。

【全体】



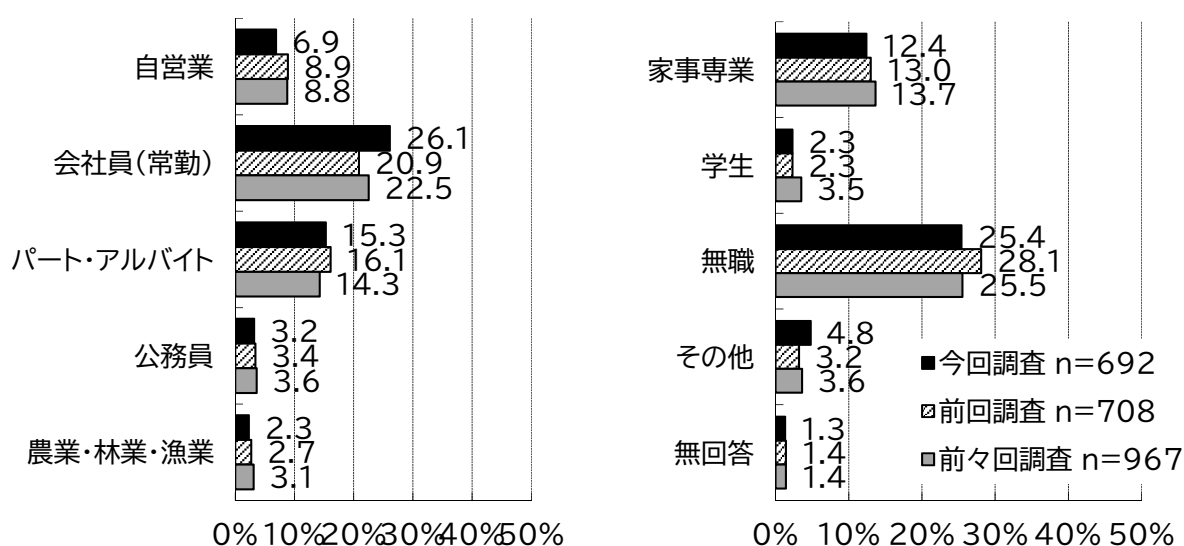
【性別等(年齢を4区分に統合)】

		n=	10・20 歳代	30・40 歳代	50・60 歳代	70 歳代 以上	無回答
問 1 性別	全体	692	5.9%	23.6%	36.1%	33.5%	0.9%
	男性	313	4.2%	21.1%	39.2%	35.5%	0.0%
	女性	373	7.5%	26.0%	34.0%	32.2%	0.3%
問 4 世帯 構成	ひとり暮らし	60	1.7%	15.0%	41.6%	41.7%	0.0%
	夫婦のみ	176	0.0%	5.7%	46.6%	47.1%	0.6%
	二世世代世帯(親子のみ)	300	8.7%	37.0%	31.3%	23.0%	0.0%
	三世世代世帯(親・子・孫)	115	11.3%	19.1%	34.8%	34.8%	0.0%
	その他	29	3.4%	34.5%	27.6%	34.5%	0.0%
問 6 中学 校区	蒲郡	148	5.4%	27.7%	35.8%	31.1%	0.0%
	三谷	107	3.7%	22.4%	37.5%	35.5%	0.9%
	塩津	73	6.8%	23.3%	39.8%	30.1%	0.0%
	大塚	55	10.9%	14.5%	43.7%	29.1%	1.8%
	形原	138	5.1%	26.8%	33.3%	34.8%	0.0%
	西浦	46	8.7%	10.9%	45.6%	34.8%	0.0%
	中部	94	6.4%	26.6%	29.8%	37.2%	0.0%
問 7 定住 年数	10 年未満	60	6.7%	59.9%	21.7%	11.7%	0.0%
	10 年以上 20 年未満	76	19.7%	39.6%	19.7%	19.7%	1.3%
	20 年以上	550	4.0%	17.5%	40.3%	37.8%	0.4%

● 職業[1つに○]

- 全体では、「会社員(常勤)」が 26.1%、「無職」が 25.4%とこれらが上位2つで、次いで「パート・アルバイト」が 15.3%と続いています。
- 全体では、就業者は約5割(53.8)です。
- 性別では、就業者は男性で 61.1%、女性で 48.5%です。
- 年齢別では、60 歳代までは就業者が最も高く、70 歳代以上は無職が 57.8%と最も高くなっています。
- 中学校区では、いずれの校区も就業者の割合が高い一方、その割合は最も高い蒲郡で 60.8%、最も低い大塚で 43.6%となっています。

【全体】



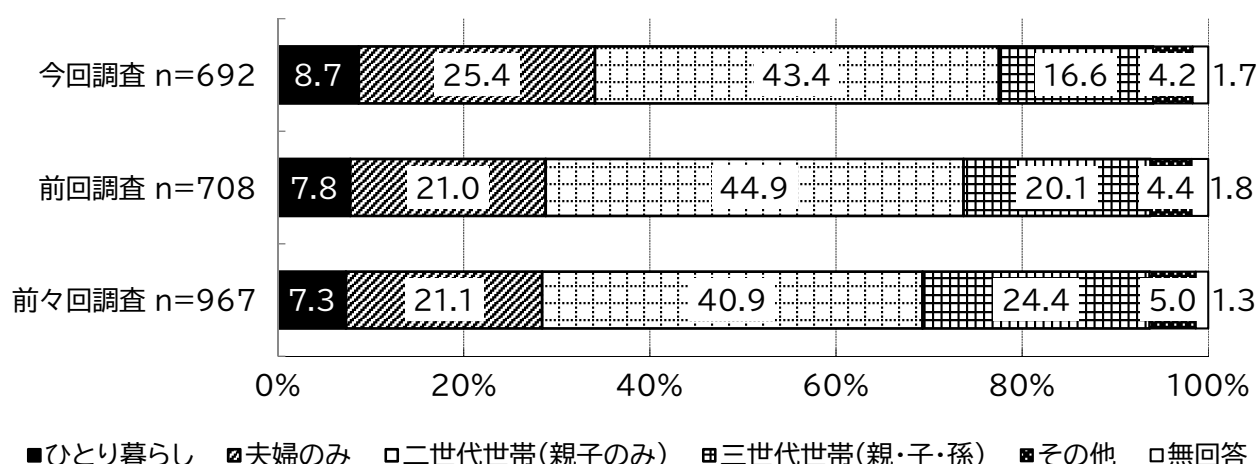
【性別等(職業を4区分に統合)】

		n=	就業者	家事専業	無職	学生・その他	無回答
全体		692	53.8%	12.4%	25.4%	7.1%	1.3%
問1 性別	男性	313	61.1%	0.0%	31.9%	6.4%	0.6%
	女性	373	48.5%	23.1%	20.1%	7.8%	0.5%
問2 年齢	10・20 歳代	41	56.1%	4.9%	0.0%	39.0%	0.0%
	30・40 歳代	163	85.3%	6.7%	4.3%	3.7%	0.0%
	50・60 歳代	250	66.8%	15.6%	14.0%	3.6%	0.0%
	70 歳代以上	232	18.5%	14.7%	57.8%	7.3%	1.7%
問6 中学校区	蒲郡	148	60.8%	10.8%	20.3%	7.4%	0.7%
	三谷	107	57.1%	9.3%	29.0%	3.7%	0.9%
	塩津	73	52.0%	16.4%	24.7%	5.5%	1.4%
	大塚	55	43.6%	16.4%	27.3%	12.7%	0.0%
	形原	138	49.9%	13.8%	28.3%	8.0%	0.0%
	西浦	46	52.2%	13.0%	28.3%	6.5%	0.0%
	中部	94	58.5%	11.7%	21.3%	7.4%	1.1%

● 世帯構成[1つに〇]

- 全体では、「二世帯世帯(親子のみ)」が 43.4%と最も高く、次いで「夫婦のみ」が 25.4%、「三世帯世帯(親・子・孫)」が 16.6%と続いています。
- 「ひとり暮らし」と「夫婦のみ」を合わせた割合は 34.1%と、前回調査(28.8%)や前々回調査(28.4%)と比べて増加しています。
- 年齢別では、50・60 歳代と 70 歳代以上は「ひとり暮らし」がいずれも1割程度です。
- 中学校区別では、いずれの校区も「二世帯世帯(親子のみ)」が最も高い一方、西浦は「三世帯世帯(親・子・孫)」も 32.6%と比較的高くなっています。「ひとり暮らし」は、大塚が 12.7%と比較的高くなっています。
- 定住年数別では、10 年未満は「ひとり暮らし」が 18.3%と比較的高くなっています。

【全体】



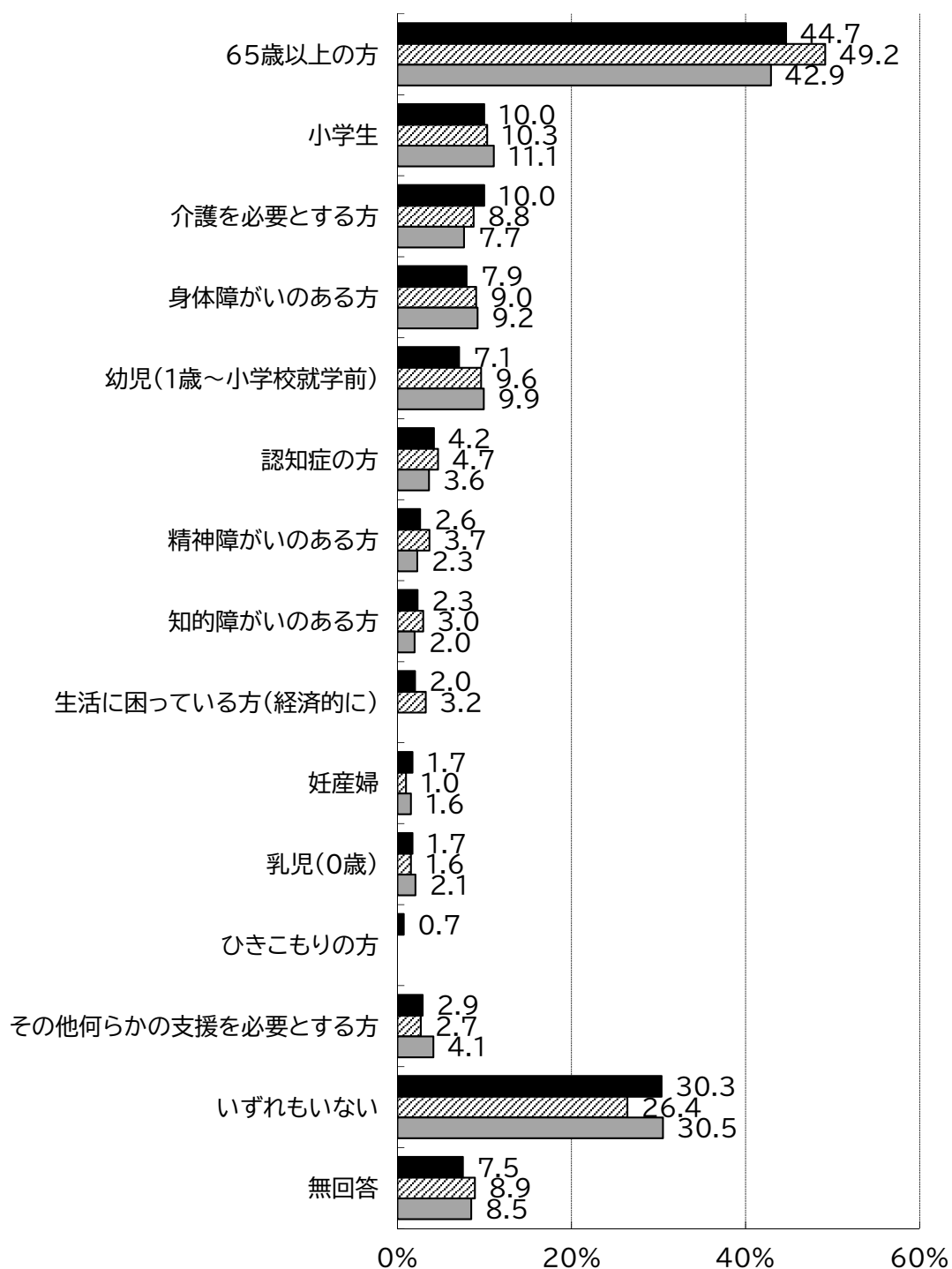
【年齢等】

		n=	ひとり暮らし	夫婦のみ	二世帯世帯(親子のみ)	三世帯世帯(親・子・孫)	その他	無回答
全体		692	8.7%	25.4%	43.4%	16.6%	4.2%	1.7%
問 2 年齢	10・20 歳代	41	2.4%	0.0%	63.5%	31.7%	2.4%	0.0%
	30・40 歳代	163	5.5%	6.1%	68.2%	13.5%	6.1%	0.6%
	50・60 歳代	250	10.0%	32.8%	37.6%	16.0%	3.2%	0.4%
	70 歳代以上	232	10.8%	35.8%	29.7%	17.2%	4.3%	2.2%
問 6 中学校区	蒲郡	148	8.1%	26.4%	46.6%	16.2%	2.7%	0.0%
	三谷	107	8.4%	26.2%	46.7%	15.9%	0.0%	2.8%
	塩津	73	5.5%	27.4%	41.2%	16.4%	6.8%	2.7%
	大塚	55	12.7%	20.0%	41.9%	21.8%	3.6%	0.0%
	形原	138	8.0%	23.9%	45.6%	16.7%	5.1%	0.7%
	西浦	46	0.0%	28.3%	36.9%	32.6%	0.0%	2.2%
	中部	94	8.5%	24.5%	46.7%	12.8%	6.4%	1.1%
問 7 定住年数	10 年未満	60	18.3%	15.0%	43.3%	11.7%	11.7%	0.0%
	10 年以上 20 年未満	76	6.6%	17.1%	47.4%	19.7%	7.9%	1.3%
	20 年以上	550	7.8%	28.0%	43.1%	16.7%	2.9%	1.5%

● 同居家族(自分を含む)にいる方[あてはまるものすべてに○]

- 全体では、「65 歳以上の方」が 44.7%と最も高く、次いで「いずれもない」が 30.3%、「小学生」が 10.0%と続いています。
- 全体の6割以上の世帯に、何らかの支援(見守りや生活支援、災害時の避難誘導など)を必要とする方がいます。

【全体】



- 年齢別では、30・40 歳代は同居家族に「妊産婦や子どもがいる」が 40.5%と最も高く、次いで「高齢者がいる」が 31.3%と続いています。50・60 歳代や 70 歳代以上は「高齢者がいる」がいずれも5割程度となっています。
- 中学校区では、いずれの校区も「高齢者がいる」が最も高く、塩津や蒲郡は「妊産婦や子どもがいる」が2割程度と比較的高くなっています。大塚は「要介護者や認知症の方がいる」、「障がいのある方がいる」との回答率が低くなっており、同校区は 80 歳以上の回答者の割合が比較的低いことが主な要因と考えられます。
- 年齢別等で、生活に困っている方(経済的に)の割合を見ると、70 歳代以上など上の年齢ほど高く、同居家族に障がいのある方がいる場合で 5.7%と比較的高くなっています。

【年齢別等(同居家族を6区分に統合)】

		n=	妊産婦や子どもがいる	高齢者がいる	要介護者や認知症の方がいる	障がいのある方がいる	その他支援を必要とする方がいる	上記のいずれもない	無回答
問 2 年齢	全体	692	15.0%	44.7%	11.0%	12.6%	5.3%	30.3%	7.5%
	10・20 歳代	41	12.2%	34.1%	4.9%	4.9%	0.0%	48.8%	4.9%
	30・40 歳代	163	40.5%	31.3%	4.3%	13.5%	6.1%	27.6%	2.5%
	50・60 歳代	250	8.4%	46.8%	13.2%	11.2%	4.0%	35.6%	8.0%
	70 歳代以上	232	5.2%	54.7%	14.7%	15.1%	7.3%	23.7%	9.1%
問 6 中学校区	蒲郡	148	18.9%	38.5%	11.5%	12.2%	3.4%	33.8%	6.8%
	三谷	107	11.2%	50.5%	11.2%	13.1%	6.5%	29.9%	7.5%
	塩津	73	19.2%	37.0%	13.7%	15.1%	4.1%	30.1%	9.6%
	大塚	55	16.4%	47.3%	5.5%	3.6%	9.1%	30.9%	9.1%
	形原	138	15.2%	51.4%	13.0%	13.0%	4.3%	29.0%	5.1%
	西浦	46	8.7%	58.7%	13.0%	10.9%	2.2%	17.4%	10.9%
	中部	94	16.0%	39.4%	7.4%	14.9%	9.6%	33.0%	3.2%

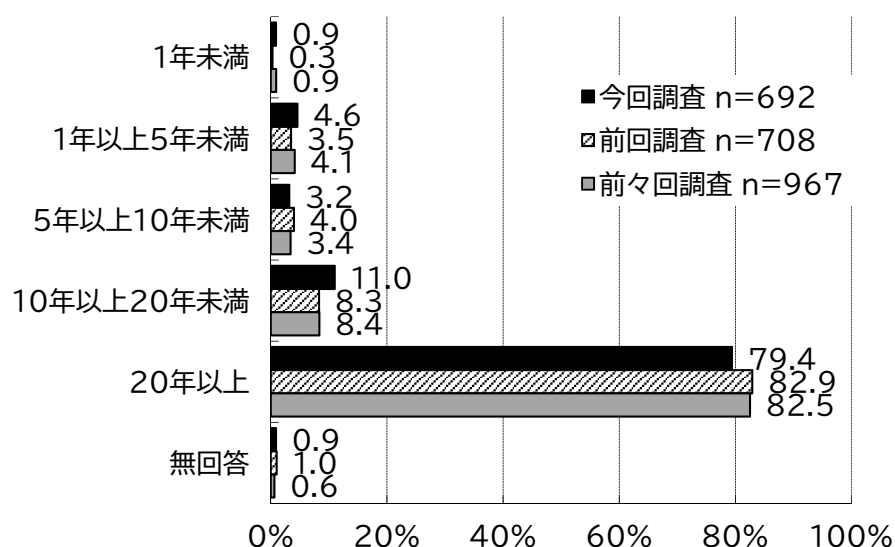
【年齢別等 生活に困っている方(経済的に)の割合】

		n=	生活に困っている方(経済的に)
問 2 年齢	全体	692	2.0%
	10・20 歳代	41	0.0%
	30・40 歳代	163	0.6%
	50・60 歳代	250	2.4%
	70 歳代以上	232	3.0%
問 4 世帯構成	ひとり暮らし	60	3.3%
	夫婦のみ	176	1.1%
	二世帯世帯(親子のみ)	300	2.0%
	三世帯世帯(親・子・孫)	115	2.6%
	その他	29	3.4%
問 5 同居家族	妊産婦や子どもがいる	104	1.0%
	高齢者がいる	309	2.9%
	要介護者や認知症の方がいる	76	2.6%
	障がいのある方がいる	87	5.7%
	上記のいずれもない	210	0.5%

● 蒲郡市にお住まいになってからの年数[1つに○]

- 全体では、「20 年以上」が 79.4%と最も高く、次いで「10 年以上 20 年未満」が 11.0%、「1年以上5年未満」が 4.6%と続いています。
- 年齢別では、いずれも「20 年以上」が最も高い一方、30・40 歳代は「10 年未満」が 22.1%と比較的高くなっています。
- 同居家族では、いずれも「20 年以上」が最も高い一方、妊産婦や子どもがいる場合は「10 年未満」が 23.1%と比較的高くなっています。
- 中学校区では、いずれの校区も「20 年以上」が最も高い一方、塩津や蒲郡は「10 年未満」や「10 年以上 20 年未満」が比較的高くなっています。

【全体】



【年齢別等】

		n=	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	無回答
問 2 年齢	全体	692	8.7%	11.0%	79.4%	0.9%
	10・20 歳代	41	9.8%	36.6%	53.6%	0.0%
	30・40 歳代	163	22.1%	18.4%	58.9%	0.6%
	50・60 歳代	250	5.2%	6.0%	88.8%	0.0%
	70 歳代以上	232	3.0%	6.5%	89.6%	0.9%
問 5 同居家族	妊産婦や子どもがいる	104	23.1%	13.5%	61.5%	1.9%
	高齢者がいる	309	5.2%	8.4%	86.1%	0.3%
	要介護者や認知症の方がいる	76	3.9%	9.2%	86.9%	0.0%
	障がいのある方がいる	87	9.2%	12.6%	75.9%	2.3%
	その他支援を必要とする方がいる	37	5.4%	8.1%	86.5%	0.0%
	上記のいずれもない	210	8.1%	13.8%	78.1%	0.0%
問 6 中学校区	蒲郡	148	10.1%	12.8%	75.7%	1.4%
	三谷	107	7.5%	9.3%	82.3%	0.9%
	塩津	73	11.0%	17.8%	71.2%	0.0%
	大塚	55	9.1%	9.1%	81.8%	0.0%
	形原	138	5.8%	8.7%	85.5%	0.0%
	西浦	46	4.3%	8.7%	87.0%	0.0%
	中部	94	6.4%	9.6%	84.0%	0.0%

資料－４ 関係団体インタビュー調査 主な意見要旨

目標 1 生活支援の要望をかなえる身近な基盤をつくる

- 市外からの転入者(小さい子ども連れ)は身近に支援者がいない人が多かったり、市内に祖父母がいてもまだ働いていたりして、支援が得られないケースが多いという現状が報告されており、そうした親子への支援として、家事援助(掃除・洗濯・買い物・食事作りなど)が必要との課題が提起されています。
- 「確実に相談を受ける場所」をつくり、話を聞くだけではなく、「具体的に支援」し、支援する人が「訪ねる」アウトリーチの支援が課題にあがっており、高齢・障がい・子ども・子育て・生活困窮など既存の枠組みで取り組めないときは、その「すきま」を埋める支援を新たに創出することが求められています。
- 「8050 問題」はひきこもりが長期化し親子ともども高齢化が進み、80 代、50 代が暮らす世帯が社会から孤立化し、生活が困窮していく問題。「ダブルケア」は、育児と介護の同時進行の状況のことで、育児と介護、介護と孫支援など、少子化・高齢化におけるケアの複合化・多重化の問題。この2つを見たときに、高齢、子ども・子育て、障がい、貧困、地域関係などの様々な生活上の問題が複雑に絡んできており、相談・対応する機関が専門機関で別々に対応しているのは、なかなか解決に結びついてはいかないとの意見があがっています。その問題への対応にあたっては、ワンストップの相談窓口や例えば「福祉総合相談対策チーム」の実現が課題として提起されています。
- 虐待家庭の案件の中には経済困窮の問題を抱えているケースもあり、フードバンク等による対応など、分野横断的な対応が求められる状況が報告されています。また、虐待への対応にあたり、地域の見守り・支援体制の充実(近隣住民との交流、民生委員・主任児童委員による支援。他の自治体の例のように「東三河セーフティネット」と提携した 24 時間動ける体制等)が求められています。
- 玄関までゴミがあふれている家庭について、児童発達支援センターと保健師が情報を共有しながらモニタリングを行っている事例が報告されています。

目標 2 住民同士のまとまりと福祉活動の担い手をつくる

- 社会福祉協議会の取組として、現在11か所の地域で月1回開催している二層協議体(支え合い座談会)に、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民主体の取組を話すことによって、人と人、人と資源が世代や分野を超え、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていきけるような考えが地域に広がるのでは、との意見があがっています。
- 社会福祉協議会の「いきいきサロン助成金事業」について、地域サロンの把握の継続、立ち上げや活動継続の支援が課題としてあがっている一方、公民館ごとに公民館行事としてやっているサロンや保健センターが主でやっているサロン、立ち上げの段階で、地域包括支援センターに入ってもらったりしているサロン等、様々な形態のサロンの存在が報告されており、サロン活動のさらなる拡充と周知が求められます。

- 小中学生は体験講座で学ばせていただいているということではできているが、その後の高校生以降は空白があり、その間をつなぐ術はないという意見がありました。幸いにも市内に高校が3つあり、高校に出向き、福祉を担う人づくりの必要性の講演を行うことも大事との意見もあがっています。
- ボランティアの養成に関して、「傾聴ボランティア」への参加やその後の登録人数が順調に増えている一方、有償ボランティアの「ふれ蒲養成研修」は参加者、協力会員が増えていない、依頼に対してサービスが受けられないということも出てきている状況が報告されています。また、ボランティアセンターに関して、地域ボランティアなどの把握ができておらず、相談に対するマッチングが上手にできていないという現状も報告されております。マッチングがしやすい体制の整備が課題としてあがっています。

目標3 災害時の支援体制を整える

- 災害時には愛知県が推進している「逃げ遅れゼロ！」の方向性のとおり、まずはその場で命を守るということが優先であり、地域の要援護者の把握をし、とりあえず逃げて命を守るということを自主防災会が組織的にしなければならないことが提起されています。また、防災こそ全庁プロジェクトで、他団体・民間企業・事業所との連携が必要（災害時に要援護者等を助けてくれる人の把握。例えば、商工会議所等と組んでのセミナーなど）との意見が寄せられています。

目標4 配慮や支援を必要とする人への総合的な支援体制を整える

- 蒲郡でも外国人が増えており、収入が少なく、仕事を優先し、保育園等お金がかかる支援を受けることができていない状況が報告されており、日本人も同様で、お金がなく子育て支援サービスを利用できない人たちがおり、経済的な困窮者も保育園や一時預かり、ファミリー・サポート・センターなど必要な子育て支援を利用できるような整備が必要との課題が提起されています。
- 外国人の方たちと上手に付き合う方法を、常会で考えるなりしていかない、楽しい行事などをやって関わりの少ない人を引き込む、まずは子どもから入っていけるようにするということが近道なのではないかと提起されています。

資料－５ 社会福祉法(抜粋)

(昭和二十六年法律第四十五号)

施行日： 令和二年四月一日

最終更新： 令和元年六月十四日公布(令和元年法律第三十七号)改正

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 五 削除
- 六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

- 一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- 一の二 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- 二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

- 二の三 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)に規定する養子縁組あっせん事業
- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業
- 四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- 四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- 五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 六 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 七 削除
- 八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
- 十一 隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)
- 十二 福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。))の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)
- 十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業
- 4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。
- 一 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に規定する更生保護事業(以下「更生保護事業」という。)
- 二 実施期間が六月(前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月)を超えない事業
- 三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
- 四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人(政令で定めるものに

あつては、十人)に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

～省略～

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民

等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第二節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

～省略～

第三節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第一百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び

同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分之一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

資料－6 福祉避難所一覧

福祉避難所一覧

事業者名		施設名	
1	社会福祉法人 くすの木事業会	1	つつじ寮
		2	わくわくワーク大塚
2	※社会福祉法人 はばたき シルバー人材センター	3	生きがいセンター
3	※非営利法人 楽笑	4	楽笑モール（まるまるカフェ内）
4	※社会福祉法人 不二福祉事業会	5	特別養護老人ホーム 蒲郡眺海園
		6	特別養護老人ホーム 形原眺海園
		7	特別養護老人ホーム 五井眺海園
		8	グループホーム なばな苑
		9	グループホーム すずらん
		10	特別養護老人ホーム 形原眺海園 めくもりの家
5	有限会社アットホーム	11	アットホーム平田
		12	アットホーム三谷
6	医療法人北辰会	13	医療法人北辰会老人保健施設みらいあ
7	医療法人幸会	14	医療法人幸会介護老人保健施設五井の里
8	社会福祉法人 不二福祉事業会	15	蒲郡市養護老人ホーム
9	社会福祉法人和敬会	16	特別養護老人ホーム なごみの郷
		17	グループホーム なごみの郷
		18	なごみの郷デイサービスセンター
		19	小規模多機能型居宅介護事業所 なごみの郷
10	※社会福祉法人寿宝会	20	特別養護老人ホーム 楓の杜
		21	特別養護老人ホーム 百華苑
11	社会福祉法人昇人会	22	特別養護老人ホーム さくらの木
12	株式会社ビジュアルビジョン	23	けあビジョンホーム蒲郡
13	有限会社はっぴい	24	グループホームはっぴい
14	日本ナーシングホームズ株式会社	25	ナーシングホーム形原
15	株式会社アスク	26	グループホームみかんの木

※＝福祉避難所運営委員を選出している事業所

資料－７ 用語解説

[ア]

■アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけることです。

■新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の予防のために、日常生活の中で行う一人ひとりの基本的感染対策や日常生活を営む上での基本的生活様式、日常生活の各場面別の生活様式、働き方の新しいスタイルのことです。

■いきいきサロン普及事業

在宅の高齢者等が身近で気軽に集まれる場所を確保し、趣味活動などを行いながら地域住民相互の交流の促進を図る事業です。

■生きがいセンター

高齢者が就業活動や趣味の活動を通じて積極的に社会参加し、生きがいをもって生活するための施設です。

■SDGs

Sustainable Development Goals の略。2015年9月に国連において採択された、持続可能な開発目標で、2030年までに目指すべき国際目標として、17のゴールと169のターゲットが掲げられており、国、民間企業など様々な主体の取組が加速しています。

■NPO

Nonprofit Organization の略。広義には民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、協同組合等営利を目的としない団体を指します。

[カ]

■介護予防サポーター

地域での介護予防の普及及び啓発活動を行っているボランティアです。介護予防ボランティア養成研修を受講した人の中で、地域活動に参加できる人が「蒲安市介護予防サポーター協議会」に登録し、活動しています。

■ガイドヘルプ

障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、ガイドヘルパーが行う外出支援、移動支援です。

■家具等転倒防止事業

地震の揺れによって、転倒や移動のおそれのある家具に対して家具転倒防止器具で家具を固定する事業です。

■がまごおり市民まちづくりセンター

蒲郡市の協働のまちづくりを円滑に推進するセンターです。地域で活躍する市民活動団体をはじめ、様々な分野の市民が連携して「がまごおり」を考えることができる場所として、市民活動の支援をしながら、協働に必要な情報を集積・発信しています。

■協議体

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とし、定期的な情報共有・連携強化の場です。

■居宅介護支援事業

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー(介護支援専門員)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う事業です。

■子育てコンシェルジュ

子育て家庭の相談に応じる中で、ニーズを把握し、適切な施設や事業等を円滑に利用できるように支援する人材です。

■子育て支援センター

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設です。

■子育て世代包括支援センター

保健師等が妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する施設です。

[サ]

■災害時要援護者支援事業

災害時要援護者(災害が発生、又は災害が発生するおそれがあるときに、災害情報の取得や避難等が自らで困難なことから、地域での支援を希望している人)の情報を平時から地域と共有し、災害時の避難支援や安否確認、避難所での生活支援等の支援体制を整備するものです。

■災害ボランティアセンター

災害時に設置され、被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。

■社会福祉協議会

社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されており、地域福祉事業推進の中心的役割を担っています。

■社会福祉法人

社会福祉法において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されています。

■児童発達支援センター

発達支援を必要とする児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

■重層的支援体制整備事業

社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業です。

■障がい者虐待防止センター

障がい者虐待に関する通報や相談の窓口です。

■障がい者支援センター

障がい者やその家族の相談に応じ、暮らしの支援をする蒲郡市社会福祉協議会が開設している相談窓口です。

■生活困窮者自立支援制度

経済的な問題で生活に困っている人、長く失業している人、働いた経験がなく不安な人などが、自立した生活を営めるように支援する制度です。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を整備し、生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など社会資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う役割を持つ人材のことです。

■生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターが協議体のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める事業です。

■成年後見センター

判断能力が十分でない人も住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用を支援する窓口です。

■セルフ・ネグレクト

本人自身の基本ニーズ(衛生面、服飾面、食事など)を顧みない行為のことです。

[タ]

■ダブルケア

晩婚化と出産年齢の高齢化に伴い増えている、育児と介護に同時に携わることです。

■地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

■地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制のことです。

■地域包括支援センター事業

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等)が介護、福祉、健康、医療など様々な面から地域の高齢者の支援を行う事業です。

[ナ]

■乳酸菌飲料水配布事業

ひとり暮らしの高齢者に毎週月・水・金曜日に乳酸菌飲料水を配付し、腸の健康と安否確認を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

[ハ]

■8050 問題

80 歳代の親と 50 歳代の子どもの組み合わせによる生活問題のことです。

■ひとり親家庭支援事業

ひとり親家庭を支援するため、就業相談や経済的自立のための給付金の支給、福祉資金の貸付、一時的に生活援助のサービスが必要になった家庭への家庭生活支援員の派遣等を行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業

「子育ての手伝いをしてほしい(おねがい)会員」と「子育ての手伝いをしたい(まかせて会員)会員」とが会員組織を作り、お互いに助け合いながら 育児と仕事の両立支援や子どもたちの毎日の安全・安心を地域で支えていく有償ボランティア活動です。

■福祉実践教育

児童・生徒が、地域で暮らしている障がい者や高齢者等との交流を通して、地域の福祉課題や生活課題に気づき、日常的な実践活動へと広げていくことで、「豊かな人間性」や「共に生きる力」を育むことを目的とするものです。

■福祉避難所

大規模な災害発生時に、一般の指定避難所での生活が困難な災害時要援護者等(高齢者及び障がい者等)の避難のために、市が必要と認めたときに開設される、それらの人の受け入れ態勢を整えた市内各所の社会福祉施設等に開設される避難所です。

■ふれあい蒲郡

在宅での困りごとや日常生活上に支障のある人が「利用会員」になり、地域の中から参加した「協力会員」が、介護や家事援助サービスを有料で提供する会員制の相互扶助の制度です。

■ボランティアセンター

ボランティア活動を希望する人の相談窓口であり、社会福祉協議会が運営しています。

[マ]

■民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題(生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般)についての相談を受ける人です。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じています。

[ヤ]

■養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援、育児・家事援助を行う事業です。

■要支援・要介護認定者

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)になった場合に、介護の必要度合いに応じた介護サービスを受けることができます。この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの認定を受けた人のことです。

第3期蒲郡市地域福祉計画

発 行	蒲郡市
企画・編集	健康福祉部福祉課
住 所	〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町 17 番1号
電 話	(0533)66-1106
F A X	(0533)66-3130
E - M A I L	fukushi@city.gamagori.lg.jp